

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和4年9月15日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番 鈴木 絢子 君	2 番 長 沢 正 君
3 番 杉 本 憲也 君	4 番 中 島 弘道 君
5 番 佐 藤 龍彦 君	6 番 田久保 眞紀 君

○出席議員 3名

議 長 宮 崎 雅 薫 君	副議長 大 川 勝 弘 君
議 員 篠 原 峰 子 君	

○説明のため出席した者 11名

健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	稲 葉 祐 人 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	齋 藤 修 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君
同 教 育 指 導 課 長	関 野 耕 一 君
同 幼 児 教 育 課 長	山 下 匡 弘 君
同 生 涯 学 習 課 長	杉 山 宏 生 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	係 長 鈴 木 綾 子
主 事 福 王 雅 士	

○会議に付した事件

- 1 市議第16号 伊東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 市議第18号 令和4年度伊東市一般会計補正予算(第5号)歳出所管部分
- 3 市認第10号 令和3年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 4 市認第12号 令和3年度伊東市病院事業会計決算
- 5 市認第5号 令和3年度伊東市一般会計歳入歳出決算歳出所管部分

○会議の経過概要

○委員長（中島弘道君）ただいまから常任福祉文教委員会を開会する。

○委員長（中島弘道君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たって、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようお願いする。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう、協力をお願いする。

○委員長（中島弘道君）日程第1、市議第16号 伊東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（佐藤龍彦君）議場のほうでは、地域医療支援病院なので、国の法律に基づいての料金の改定ということであるが、平成28年に2,000円から3,000円に、令和2年には3,000円から5,000円にというときの説明では、かかりつけ医を持って、大病院に直接かからずに、大病院の煩雑さの軽減ということで特定初診料の料金改定が行われた。その成果みたいなものは分かるか。

○健康推進課長（大川貴生君）特定初診料がこの金額になってから今日まで、病診連携の成果があったかということであるが、一つの目安としては、紹介率や逆紹介率に現れているかと思う。かかりつけの先生から市民病院に紹介され、また、市民病院からかかりつけ医のほうへ逆に紹介するということが病診連携が図られていくことが、かかりつけの先生方がどれだけ普及したかということにつながると思う。令和3年度については、紹介率が72.3%、逆紹介率が92.6%で、地域医療支援病院の要件としては、紹介率が50%以上、逆紹介率が70%以上が要件の一つになっているので、地域医療支援病院としての役割である率としては両方ともクリアしているかと思う。

もう一つ、取組としては、市民病院のほうで、各医療機関の方々と地域医療支援病院としての情報交換の場であったり、講習会なども随時開催し、顔の見える関係を構築しながら、患者様の紹介、逆紹介がスムーズにいくような体制を構築しつつ現在進めている。そのような関係で、うちとしてはクリアをしながら取り組んでいる状況である。

○**5番**（佐藤龍彦君）紹介率は診療所とかクリニックから市民病院に対してで、逆紹介率が92.6%というのは、最初に市民病院にかかって、あなたの地域にはこういうクリニックがあるというような逆紹介という認識でいいのか。その率が92.6%だと、ちょっと高いほうなのかと思うが、まだ初診で市民病院を利用する患者さんが多いのか、その辺が大まかに分かればお願いします。

○**健康推進課長**（大川貴生君）まず、逆紹介の関係であるが、令和3年度で逆紹介した件数としては5,314件で、このうち市内の医療機関が3,244件になっている。市内の逆紹介先としては、48のクリニックや診療所の医療機関になる。市内の各地域にある医療機関への紹介がされているので、伊東市内全域の医療機関と市民病院がつながりながら患者様の紹介をされているという認識でいる。

○**5番**（佐藤龍彦君）分かった。そうすると、紹介、逆紹介によって、ある程度病診連携が図られてきているという認識でいいのか。

あと、特定初診料が今回5,000円から7,000円に上がるということで、議場でもコロナと関連づけていたが、その辺をもう一度説明してもらいたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）まず、かかりつけの先生方との関係は、先ほどの逆紹介率の取組等でも、現状、行われていると認識はしている。

特定初診料におけるコロナの関係について、実際、特定初診料には対象外にするような項目が示されている。コロナの拡大で、発熱外来で市民病院へお越しになる方が多くいらっしゃる状況ではあるが、発熱外来を受診した際の特定初診料の扱いとしては、現在、感染対策の観点から、一般の外来と発熱外来の窓口を分けて、通常的一般外来の患者様と発熱症状がある方の外来の区分けをし、感染対策をしながら行っている状況がある。さらに、市内で検査ができる医療機関としても、一部分の医療機関に限られるということもあり、発熱外来における特定初診料は、市民病院では頂いていない状態である。

○**健康福祉部長**（松下義己君）議場で答弁したが、そのときのことは今回とはちょっと違う。今回、改正された背景みたいなものについて、令和2年度に一旦改正されて、また短い期間で今回も値上げがされているという状況で、機能分化とか病診連携は当然前提にあるが、この間コロナがあつたりして病院が逼迫している。大きい病院は、コロナの患者さんの対応もしなければいけない、ワクチンの接種もしなければいけないという状況にあつて、これまでみたいに紹介状がなくて飛び込みで来る患者さんがいると、そちらのほうの医療従事者の負担も増えるし、緊急性の高い患者さんとか重症の患者さんに対する医療、手術も含めて、そういった医療の提供体制にも影響があるだろうということも背景にあつて、恐らく短い期間でこういう改正がされて、特定初診料を値上げして、紹介状を出してそういう方を少しでも減らしたいということ

が背景にあると考えていたので、答弁をさせていただいた。

- **5番**（佐藤龍彦君）分かった。状況が状況だけに、市民病院にちょっとした熱だけで飛び込まれるという中で、特定疾病の患者さんの診察をしなければいけないのに、そっちに手を取られて時間がかかってしまう。煩雑さがあるのではないかとということで、国のほうで特定初診料をもう一度値上げして、風邪ぎみだったら一旦は地域の診療所にかかってほしいという促しのための初診料の値上げということで、ある程度理解はした。事前に市のホームページにも載っている状態で、10月1日から施行となる。これは国の制度なので、地方自治体で変えることはなかなか難しいから、早めにお知らせを出したということも理解したが、この議会の議決を得てからの実施になるので、できるだけ早めに分かりやすい形で、市民の方、特に診察を受ける方に周知できる方法を取っていただきたいと思う。これは要望である。
- **1番**（鈴木絢子君）特定初診料の値上がりについては、国の方針ということで、とてもよく分かった。特定初診料が上がるというのは、地域医療支援病院なので上がるということであったが、地域医療の確保を図る病院としてふさわしい構造設備を有するものについて、都道府県知事が個別に承認した病院ということで、その条件として、救急医療の提供、24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者の受入れに対応できる体制が確保されているということである。現状、こういった体制は整っているかどうか確認させてほしい。
- **健康推進課長**（大川貴生君）地域医療支援病院の要件に救急医療の提供が1つある。そこには24時間体制の救急患者の受入れ、重症患者のための医療の確保等が示されているが、現在、市民病院においても24時間の救急医療体制は継続して構築しているので、そのような要件が満たされた救急医療体制は整えていると認識している。
- **3番**（杉本憲也君）今回、国の制度改正ということではあるが、特定初診料、特定再診料は、健康保険法があって、その下の規則があって、さらに告示等があってという形で、非常に複雑になっているので、そこを整理したい。特定初診料、特定再診料は、法的にどういう構成で順を追って徴収できる仕組みになっているのか。また、今回の値上げを可能とする根拠というのは、具体的にどういうところが変わって、どうなったかということを教えてほしい。
- **健康推進課長**（大川貴生君）特定初診料、特定再診料については、健康保険法第63条第2項第5号に基づく、厚生労働大臣が定める療養、患者が選定し、特定の医療負担をする追加的な医療サービスである選定療養が指定されているが、その中の一つとして規定されている。また、健康保険法第70条第3項では、保険医療機関は、患者の病状や事情に応じて適切なほかの医療機関を紹介すること、また、医療機関相互間の機能分担及び業務連携のための厚生労働省で定める措置を講ずるものとする規定がある。この厚生労働省令に当たるのが保険医療機関及び保険医療養担当規則になるが、この第5条第3項第2号において、特定初診料等の徴収義務化

の規定がされている。200床以上の地域医療支援病院を含む一定規模以上の保険医療機関で、選定療養に関して、厚生労働大臣の定める金額以上の支払いを求めることとなっている。この金額の規定については、今回、令和4年10月1日から一部改正がされる療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等において、初診及び再診の定額の負担額、今回改正案を出させていた金額が示されている状況である。

○3番（杉本憲也君）よく分かった。そうすると、ちょっとうがった見方であるが、今回これを改正しなかった場合、罰則規定はあるのか。

○健康推進課長（大川貴生君）改正しないというのは想定していない。一般的に、関係法令で決められたものなので、こちらに反しているという形になると、当然指導の対象であったり、場合によっては医療機関としての取消しもあり得るかなとは思っている。市としては、市民病院もそうであるが、規則に準じて、あまり指導がされないような形で運営していきたいと考えている。

○3番（杉本憲也君）ちょっと意地悪な質疑をして申し訳なかった。分かった。

次に、今回、2,000円上がるが、保険の適用になるところも200点減ったりということがあって、金額がある程度示されたが、議場でおっしゃられた金額プラス消費税が患者さんの負担増になるということである。具体的な税込みの金額で言うと、今回の改正によって患者さんは今までよりも幾ら多く払わなければいけないのか、その最低限の金額を教えてください。

○健康推進課長（大川貴生君）今回の改正に伴う自己負担の実質の増額分について、改正としては、特定初診料と再診料で、5,000円が7,000円、2,500円が3,000円という条例改正にとどまっているが、併せて、議場でも答弁させていただいたとおり、診療報酬のほうで200点または50点が減額されるということである。そうすると、1,400円の増額分になるが、消費税分としては、特定初診料の消費税分が200円になるので、実質上、1,600円が増額した場合の負担分になる。

○3番（杉本憲也君）初診でそれだけ上がるということで、市民にとっては非常に大きいと思う。一方で、先ほど佐藤委員の質疑にもあったとおり、一定の場合に特定初診料とか特定再診料を徴収しない場合があるということをおっしゃっていたかと思う。具体的にどういった場合に徴収しないことになるのか、その根拠とともにお示しいただければと思う。

○健康推進課長（大川貴生君）特定初診料と特定再診料は、国のほうから実施上の留意事項が示されており、その中で徴収を行えない事項と支払いを求めないことができる事項が示されている。まず、徴収が行えない事項としては、救急で来られた患者様、生活保護法の医療扶助を受けている方、特定疾病等の公費負担医療の受給の対象の方、社会福祉法に規定する無料低額診療の対象の方などになっている。次に、支払いを求めないことができるという項目になると、

外来を受診した際に、そのまま入院となった方とか、特定健康診査やがん検診などの結果で精密検査の受診の指示を受けた方、労災や出産などの自費診療を受けられる方になっている。この部分についても市民病院では徴収しない対象として取り扱うような形だと思う。

○**3番**（杉本憲也君）絶対取ってはいけない場合と、取らなくてもいいということで取扱いをしている。先ほどコロナの発熱外来は取らないということで、多分任意のほうでやっているかと思うが、伊東市民病院は、この間やっとコロナの後遺症外来の受付を開始されているかと思う。コロナの後遺症外来を受診する場合、特定初診料、特定再診料は徴収されるのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）コロナの後遺症に対する受診の体制については、今のところ、各医療機関での実例、診療の方向とか、効果のある薬とかを検証して情報を集めながら、医療機関間で情報共有しているという状況もある。その中で、県から診療が可能な医療機関が公表されており、市のホームページからも見られるように設定されている。本市では、市民病院と民間の医療機関の2か所が登録されている。その他の登録されていない医療機関においても、主に内科のほうで症状に応じて診療がされているケースがあることは伺っているが、市内においては、まだ登録としては2医療機関しかない。受診できる機関が限定されているところもあり、コロナの後遺症に関する受診の際にも、特定初診料は現時点では頂かないという取扱いをさせていただいている。

○**3番**（杉本憲也君）分かった。そういった部分がプラスされてしまうと、どうしても受診控えにつながったりする。大切なことなので周知をお願いしたい。

また、先ほど出産についても特定初診料、特定再診料はかからないということである。今、民間にも産婦人科はあるが、そういったところに通われている方で、どうして市民病院ではなくて、こちらにという話になると、市民病院に行くと特定初診料、特定再診料がかかってしまうと誤解をされていて、そちらの受診を控えたというケースも見受けられるので、こういった場合に特定初診料、特定再診料がかからないかというところについては、しっかりと周知をさせていただいて、誤解がないようお願いしたい。

また、今、現状の特定初診料、特定再診料を徴収しない場合をお示しいただいたかと思うが、今回の条例の改正に伴って、条文上は出てこないが、国の取扱い等も含めて、特定初診料、特定再診料の現行の取扱いに変更はないのか、特別に運営が変わるということはあるか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）今回の改正で、特定初診料の対象の取扱いについては、追加になるような項目はなかった。ただ、救急は対象外にはなっているが、真に急を要するかどうかというところが厳格に求められていて、急を要しない時間外の受診などは対象として認めないと明記されているので、緊急性の有無などを判断しながら対応していくようになるかと思う。

あと、特定再診料の取扱いについては、これまでの要件から、想定され得ない項目が幾つか

あるということで、そちらのほう削除されたので、実質上の取扱いについては変更がないような状況になっている。

○3番（杉本憲也君）時間外で急を要するかどうかという部分の取扱いが厳しくなるということであるが、ここは適正に対処していただきたいとともに、一方で、それによって受診控えをして命に関わるものがあってはならないので、柔軟な対応をした中で、適切な医療提供体制を維持できるような周知をお願いしたいと思う。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第16号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第2、市議第18号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第5号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。まず、第3款民生費について質疑を行う。事項別明細書は13ページからである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書14ページになる。2点お伺いする。

まず、障害福祉システム改修委託料が計上されているが、今回はどういった内容の改修になるのか。

もう1点は、国庫支出金返還金とか県支出金返還金があるが、こちらは恐らく現金で返せというわけではないと思う。返還金に関わる振込手数料などの負担も予算科目のこの金額の中に含まれてくるのか。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）補正で計上させていただいている障害福祉システム改修委託料176万円は、国のほうで令和5年度に障害福祉サービスに関するデータベースを構築するため、各市町村に障害福祉システムの改修を今年度中にするようにということで実施するものである。具体的には、伊東市のシステムと、障害福祉サービスとか医療とか介護を行っている公的な団体との間でデータのやり取りができるようなインターフェースを構築するための改修である。

これによって国のほうで、全国でどういうサービスがされているかとか必要なかを分析して、障害福祉サービスを向上させていくものである。

2点目について、私どものほうで所管している部分は振込手数料がない。また、全庁に関わるものなので、会計課のほうに確認したが、ないということである。

○5番（佐藤龍彦君）14ページから16ページにかけての生活保護費について、コロナで大変になっている市民の方は多いと思う。この時期にこういった返還金は支出していかなければいけないものなのか、現状、必要額として確定したから返還するのか、その辺、詳しくお願いする。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）生活保護に関わる返還金について、基本的には単年度で収支を確定して、市のほうが補助金、負担金を受け過ぎているということがあった場合には、翌年度に返還するということである。毎年度、10月頃に年度内の概算額を市から県に出して、その金額に基づいて年度内に県からの負担金、補助金が入ってくる。それを翌年度に精算して、大体このぐらいの時期に返還するという流れになっている。

○5番（佐藤龍彦君）そうすると、これは令和3年度の確定の分で、受けたものが多かったから返還するという考えでいいのか。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）委員の指摘のとおりである。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費について質疑を行う。事項別明細書は15ページ及び16ページである。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は19ページからである。発言を許す。

○1番（鈴木絢子君）幼稚園のほうのデリバリーについてちょっと伺わせてほしい。今、民間の、私立幼稚園でやっているのを参考というふうな話を議場でも伺ったけれども、今後、このデリバリー給食をやってくれる業者の選定とかはどういったふうにされるのか。また、そのスケジュールなども分かれば教えてほしい。

○幼児教育課長（山下匡弘君）今後の選考だが、スケジュールについてだけでも、今回、業者の選考は今年度の分としていたした。次年度については、この事業が進みながら、また、受入れの対応ができる業者があれば、併せて選考していくことになるだろうと思う。

- 5 番（佐藤龍彦君）今の質疑にちょっと併せてだけれども、今年度というのは、いわゆるコロナの関係で一時預かりなんかが増えたためのデリバリー給食にしたのか、それとも、今まで給食が必要だよという、その要望の中で、このデリバリーを民間がやっている形をちょっと採用してやっていったのか。ということは、今年度というか、単年度で終わる事業になるかどうかというのは、その需要によって変化するという認識でいいのか。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）このデリバリー給食については、かねてから市長公約としていたものであり、その実現という位置づけである。こちらのデリバリー給食については、今年度だけではなく、今後、令和5年度以降についても実施する考えでいる。
- 5 番（佐藤龍彦君）そうすると、これまでも各保護者から給食に関して要望があったという認識でいいのかということと、このデリバリー給食を実施する曜日とかというのは、毎日なのか、それとも固定された曜日を配達するのか、その辺をお願いする。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）この事業については、幼稚園の保護者会からの要望もあった。また、配達の実施の曜日については、週2回、月曜日と金曜日ということで実施させていただく。
- 5 番（佐藤龍彦君）分かった。保護者の就業形態によって幼稚園を選ばざるを得ないとか、幼稚園のほうがいいよということで選んだ方とかで、やっぱり給食があったほうが、少しでもパートの時間を増やして働けるということが、こういったデリバリー給食の要望につながったのかなと思うけれども、その辺の保護者会の要望の内容を分かる範囲で詳しく教えてもらいたい。何か目立って、この要望がある程度、その給食を要望したんだなというのが分かる要望があればお願いしたい。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）主な要望としては、やはりお母様方の朝の時間の負担軽減というものもあるし、同じ未就学児である幼稚園・保育園との差が一番大きな部分であるので、その辺を踏まえた要望をいただいたところなので、今回、デリバリー給食という形ではあるが、そのような形で制度としてつくらせていただいたところである。
- 5 番（佐藤龍彦君）分かった。今回、委託された事業者というのは、私立幼稚園が活用している事業者なのか、それとも市が独自で選定した事業者なのかということと、やっぱり食の安全の面でその事業者を選んだと思うけれども、どういった項目を設けて選定したのか、その辺をお願いする。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）業者の選定に当たっては、既に私立幼稚園のほうで実績のある業者にお声がけをさせていただいた。食の安全については、選定に当たり、2事業者のほうから自己PRシート、提供を想定したお弁当と献立表、過去に幼稚園で提供していた1か月分の献立表を提出していただき、その自己PRに対する評価や、弁当、献立に対する評価として、8項目の評価をし、評価の高い事業者に決定するというプロセスを経て、デリバリー給食業者を

決定した。

その決定した過程については、幼稚園児を2人、保護者代表2人、保育園栄養士、保健師、幼児教育課長の委員7人から成る伊東市立幼稚園デリバリー給食提供業者選考委員会を開催し、そちらのほうで、今申し上げた自己PRシート、提供したお弁当と献立表、過去の幼稚園の1か月の献立表なんかを見ながら、実際にお弁当を食べながら、見ながら選考し、どちらのほうがいいかという投票の上、その業者を決定いたしました。

○5番（佐藤龍彦君）そうすると、その選定過程で、たまたま同じ事業者になったということで、私立が活用している事業者と同じ事業者だったということで理解していいのかということと、今聞いたその選定の過程がやっぱりしっかりしていたのはよかった。やっぱり幼稚園って、どうしてもそういう給食を想定してなかった部分があって、給食室というか、調理室があるわけではないもので、こういったことの活用が今後進んでくるんだろうなというふうに感じたけれども、今後、例えば、今私の一般質問でやった認定こども園なんかの移行に進むにつれて、お昼を食べるということに関しても、子供たちが慣れるということの、いわゆる食育の部分というのは、今回のそのお弁当の選定に、チェック項目に入っていたのかどうかということも含めて、ちょっとお願いしたい。

○幼児教育課長（山下匡弘君）業者選定の2業者については、たまたまというよりも、もう既に行っている業者にお声がけをさせていただいた。いろいろあまた市内にお弁当業者がいるけれども、幼稚園に配達しているというのは3社あったけれども、3社に声をかけたところ、1社は、ちょっともう業務手いっぱい遠慮するというので、残りの2社にご参加いただいたというところがある。

今後の認定こども園とかでの給食についても、認定こども園であれば、保育園が併設なので、当然給食室はあるので、そこからの給食に今度は移行することが可能になる。

そして、その食育の観点でということだけれども、中身までについては、特に食育までには踏み込んでいなくて、業者さんのお弁当に対する思いであるとか、配達のとくに注意することとか、どういようなことで商売しているとか、そういうようなところで選考項目として挙げて決めたということになっている。

○5番（佐藤龍彦君）特に子供たちの食事のときは結構がちゃがちゃもすると思うけれども、自分がその記憶があるかどうかは別として、例えばお野菜の切れ端、切れたものをみんなに見せて、これはニンジンだよとか、インゲンだよとか、白いこれは何とか言ったら、御飯、白いお米だよとかという、先生が食べるときにも、何かちょっと工夫をされると、ちょっとした食育になってくるんじゃないかなとは思っているので、これは要望だけれども、その辺も何か工夫されたいかなと思う。一旦終わる。

- **3番**（杉本憲也君）デリバリー給食の件が今出ていたので、先にそこからいきたいと思うけれども、ご答弁の中で業者はもう選定済みだということなのだけれども、手続上のことからちょっとお伺いしたいけれども、まだ予算が決まってない状態で選考が終わっているということは、要するに金額も全て出ているということか。契約も済んでいるのか。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）今まだ契約のほうはしていない。最終調整をしているところである。
- **3番**（杉本憲也君）通常だと、予算が出てから入札等を行って事業者を選定するというのが本来の姿であって、あらかじめ予算でできないときは、上限を決めて債務負担行為を認定ということなのだけれども、今回こういったイレギュラーな対応を取られたのは何か理由があるのか。また、それが法的に許されるかどうかお伺いする。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）今回のお弁当業者との契約というか、提供については、特に市費のほうから負担するものはない。うちのほうで幼稚園に提供するお弁当屋を決めて、そこに園に運んでいただくというようなスキームの構築をさせていただいた。そこのお金のやり取りについては、実際には、食べている、お召し上がりになったお子さんの保護者から業者にお金を毎月払うという形になる。その中で、今回補正で上げさせていただいた480万円、これについては、その分を伊東市が負担して、物価高騰に対する保護者世帯の負担軽減という形で480万円を用意させていただいたということなので、特に業者との契約について市費が投入されているということはないので、今回、そういう選考をして業者を決めさせていただいた。
- **3番**（杉本憲也君）これの制度自体は一切歳出が関わってなくて、それで、制度が決まった段階でのこちらの給食費ということで、食材費も含めた部分を負担するという仕組みなのか。理解した。
- それで、今回新しい制度を導入するわけで、恒常的にずっとやっていくということで、原則保護者負担で、今回については公費を投入されるということだけれども、メニューの部分も含めてもそうだけれども、アレルギー対応の状況とか、配送でお弁当を持っていくのだけれども、配送に係る——給食の場合だと、ちゃんとした仕組みがあって運ばれるけれども、異物混入防止の取組ということについてはどういった状況になっているか。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）異物混入の件については、デリバリー給食は一人一人個別のパックというか、お弁当はプラスチックのパックに入ってお届けされる。異物混入の機会となりやすいのが調理過程になると思うが、ここは細心の注意を払うように、デリバリー給食の提供業者には要求をしている。アレルギー対応については、アレルギーを持つ園児に対しては、アレルギー食材に替わる食材を入れた代替食というような対応を調整しており、また、実食中にアレルギー症状を発症したとしても、その原因を早期に特定できるように、全園児に対して

アレルギーの調査を実施したところである。

- **3番**（杉本憲也君）ということは、給食でやられているようなアレルギー対応の方、子供に別でメニューを提供するというはしないということか。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）お弁当については、普通のお子さんにはアレルギーを考慮しないと言ったら変だけれども、そういうのを考慮して、アレルギーを持っているお子さんには、主要7品目を代替のものとして入れたお弁当を作るので、1園に対して普通食のお弁当とアレルギー対応のお弁当が届くという、こんな形になっている。
- **3番**（杉本憲也君）分かった。アレルギー対応も7品目ではしていただけるということだけれども、あと現場で、現場の先生方はすごく忙しくて、新しい取組でということになると、このアレルギー食と一般食の区別がなかなかしにくいと、間違っただけを渡しちゃったということがあるけれども、そのあたりについての、間違っただけを渡してしまったり、食べさせてしまうようなことを防止する取組は現場サイドではどういうことになっているか。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）お弁当自体が、まず別になる。そして、園のほうでも、この子はアレルギーがあるから、普通食ではなくてアレルギー対応弁当になるというのは、している。また、ここは調整するが、現場でも、例えば、一遍に持ってきたお弁当を各クラスに、冷たいところに置いておいて、それをお弁当の時間に持っていくときに、もう既に先に——例えば保育園も、小学校もそうだと思うが、アレルギーの子には先に分けてしまって、後から普通食のほうを渡すなどと、区別をつけた配付方法を検討している。
- **3番**（杉本憲也君）そこに事故があると、せっかくいいことをやっても台なしになってしまうので、例えばだけれども、容器に入っているのであれば、容器の色を変えとかという取組も工夫としてできると思うので、ぜひご検討いただきたいということと、あと容器についてだけれども、これは使い捨ての容器で、毎回プラスチックごみが出るような形になってしまうのか。またもう一つ、小・中学校の給食のように牛乳というのは出されるようになっているのか、その点をお願いします。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）容器については、使い捨ての形になるが、園で捨てるのではなくて、一応、お子さんにはそれを持って帰っていただいて、おうちで、うちの子が何を食べ、どのくらい食べたのか、食べなかったのかというところを判断するために、持ち帰りいただくようにする。また、牛乳については、提供のほうは予定されていない。
- **3番**（杉本憲也君）持ち帰りを予定しているということだけれども、夏場とか、食べた後、結構傷んでしまったり、持ち帰るときに汁が漏れてしまったりということがあると思うけれども、そのあたりを防止するような取組というのはどうなのか。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）その辺の液漏れとか、傷みの防止については、まず、液漏れを防

止するために、入れるビニール袋をご家庭のほうに提供していただくように考えている。また、傷みについては、それをうちで食べないように、お子さんが残してあっても絶対に食べないようにということで、保護者のほうにはご案内を差し上げようかと思っている。

○3番（杉本憲也君）持ち帰って直接見ていただくというのもいいと思うけれども、そういったリスクがあるのであれば、例えば、手間にはなるかもしれないけれども、食べ終わったものについて、写真で撮影をして、家にそのデータを送るといって、デジタルを活用したような形もあるわけで、幼稚園のほうでそういったものについて処分するという考え方もあったかと思うけれども、デジタル化を見据えた中でそういった取組というのは考えていたりとか、検討されているか。

○幼児教育課長（山下匡弘君）委員ご指摘のデジタル化については、例えば、今幼稚園のほうでもICT環境の創出ということで、タブレットの配置もあるので、その辺が園のほうで対応できるのかということも課題になろうかと思うが、そんな形の取組も検討することがあろうかと思われる。

○3番（杉本憲也君）この給食は大変いいことだと思うので、事故がないように、よりよい形でやっていただければと思う。

最後だけれども、基金の積立てのこと。本会議でも、うちの会派のほうで質疑をさせていただいたのだけれども、改めてというか、今回基金の積立てを、競輪の収益金を上げた、そのままスライドさせたということなのだけれども、基金の積立ての、積立て目標額というのを教育委員会サイドで幾らというように設定しているのかどうかというのを伺うと共に——22ページである。今回も、これまでも各所からいろいろな要望があって、大綱質疑等でも私は申したけれども、子供たちの安全に直結する優先度の高い施設修繕なんていうものが非常に叫ばれている中で、このタイミングでほかの事業に優先して、貯金である積立てに回すという決断に至ったのか、その決定に至る過程とか、趣旨というのを改めてお伺いしたいと思う。

○生涯学習課長（杉山宏生君）まず、文化施設整備基金、今回積立てをするわけだけれども、文化施設整備基金というのが、新しい施設の建設を見込むような整備、あるいは既存の施設の修繕の整備、また、その新しい建物の中でも、例えば今回図書館という話が出ているから図書館とか、文化ホール、音楽ホール一緒くたとしてお使いいただきたい。そのように、寄附をいただくときに、いろいろ条件等があるので、そういったことが全部一緒くたに基金に入ってくるから、基金の全体の目標額というのは、一円でも多ければありがたいかなというところではある。本会議のほうで、図書館がということで、財政部局のほうから話があったかなと思うけれども、現在、図書館の建設のことでお答えさせていただく分には、建設費の高騰が見込まれているので、やはり一円でも多くというふうには思っているけれども、今、図書館の建設費の

財源の内訳としては、起債、そして都市構造再生集中支援事業という、まちづくりの補助金、そして今回の基金というのがメインになってくるかなというふうに思っている。だから、今回で5億円ぐらいの基金の積立てになったけれども、もう少し積立てさせていただければ図書館自体は回るというわけではないけれども、まだ補助金が内示もいただけていないので分からないけれども、少しめどが立ってくるかなというところはある。

そして、ここに決まる経緯というのは、担当部局のほうでなかなか答えにくい部分はあるけれども、今そういった経緯の中で、先行き、経済情勢が不安定な中で、図書館を建てるという中では、そこにまずは今回1億円積み立てさせていただくと、そういったことであるかと思う。

○5番（佐藤龍彦君）ちょっとページを戻って、20ページの学校統合環境整備事業で今回、東小学校の設備改修ということなのだけれども、来年度、統合していく、この流れの中で、今回のこの2,000万円の改修工事で、ほぼほぼ受入れ体制というか、3校が統合していく形が取れていくのか。それとも、まだ今のところ途中の改修なのか、その辺をお願いします。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）お答えする。今回の東小学校の改修工事については、西小学校からエアコンを移設する、また、それに付随する工事というところでここを計上させていただいている。今後まだ幾つかやるものもあるので、これについては、また新年度予算等でとか、また補正等で行うものも出てくるというふうに考えている。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）私は賛成の立場で討論する。先ほど来あった教育の施設の基金、積立金について、1億円をこのタイミングですということについて決断をして、図書館建設のためだということで一定の理解はするが、やはり本市には、先ほど来申しているとおおり、子供たちの安全に直結する学校等の施設改修、優先度の高いものが多く存在しているので、併せてそういった施設修繕にも貴重な財源を使っただけようお願いします、賛成の討論とする。

○委員長（中島弘道君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第18号歳出中、本委員会所管部分は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）10分間ほど休憩する。

午前10時54分休憩

午前11時 2分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（中島弘道君）日程第3、市認第10号 令和3年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は351ページからである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）まず、市政報告書を中心に伺いたい。292ページ以降、第3款で地域支援事業費が報告されているかと思う。まず、こちら全体に関する事で、認知症や介護予防事業は今伊東市の中で非常に力を入れるべき、今後の将来に関わるような岐路に立っている状況かと思うが、こうした予防事業の実施に当たって、運営費用が本当に厳しくて、運営されている方の善意で何とか成り立っている状況だという声も聞くが、伊東市として、この事業を運営する企業として十分足りているという認識でよいか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）まず、事業費用の全般的な状況として、令和2年度よりは好転しているが、やはりコロナ禍という縛りがあり、特に介護予防事業については、コロナ禍前の水準に達していないところである。予算としては、コロナ禍前の実施状況を念頭に置いた上で高齢者の増加等も踏まえて積算していることから、まずは、この執行状況を少なくともコロナ禍前の水準に戻していき、介護予防を充実していくことが課題と考えている。

個々の事業の費用について申すと、まず認知症総合支援事業においては、令和3年度に認知症サポーターについて、従前から養成していたところであるが、さらに地域でサポーターの支援の輪をつなぐチームオレンジの構築を進めるため、ステップアップ講座を開催することにしたことで、各圏域に配置している認知症地域支援推進員の役割が増加している。令和2年度に比べて認知症カフェを開催したので、令和2年度に対して85万174円増となる415万8,609円で決算したところである。本年度についても、チームオレンジ構築は包括化する、そのために、各圏域にチームオレンジのコーディネーターを配置したほか、認知症地域支援推進員が活動時間をさらに超過するなどの必要があったので予算を増額しているところである。

次に、介護予防事業についてであるが、一般介護予防事業としては、令和2年度に対して520万3,678円の増となり、3,236万257円で決算した。この主な要因であるが、

密を避けるために1回当たりの参加者数を制限したほか、1月以降の感染急拡大の休止等はあったものの、令和2年以上の事業実施はできたことによるものである。こちらについては、介護予防教室の参加者に対し、個々の状況に応じ健康体操クラブへの移行を図るほか健康体操クラブでの専門職の関与を進めるなど、そういった専門職への講習も見直しするなどして、現在の事業をより効果的に実施することに努めてきた。

以上のような状況の中で、まずは感染予防を適切に行いながら、現状の事業を継続的に、より多くの方に対して事業を実施していくことで、団塊の世代の高齢化に対応して高齢者の身体機能の維持改善を図っていくことが重要と考えている。それを進めていくに当たっては、同時に、先ほど申し上げたチームオレンジの構築や介護予防事業の参加者の包括的な状況把握と適切な事業につなげていくこと。こういった、さらに効果的に事業を実施していく取組を検討し、費用が必要な場合には適切に予算を計上することで介護予防事業、認知症施策を図ってまいりたいと考えている。

- **3番**（杉本憲也君）現場の声に寄り添っていただいて、人的な配置もそうだと思う。大変少ない人数でやられているということが本会議場でも明らかになったので、人員確保も含め、当局の内部の話かもしれないが、ぜひ勝ち取っていただきたい。

また、同じ292ページ、介護予防の訪問型サービスの中で、これは短期集中で行うものだと思うが、訪問型サービスのCというのがある。これが令和2年度比で人数がかなり増えている。そこの要因を伺うとともに、この事業効果について、本市として、介護予防にどう結びついているのかについてお聞かせ願いたい。

- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）訪問型サービスCについては、基本的に生活機能の低下が見られる対象者に対して短期集中的に行うサービスであるが、まず、通所の短期集中と連動して、その開始日と終了日に訪問を行ってアセスメントや検証を行うII型。それからもう一つ、身体機能低下や閉じ籠もり、口腔機能低下などの改善を目的に、居宅での相談支援を3か月以内に集中的に行うI型の2種がある。このうち、特に後者のI型について、令和2年度に対して延べ実施回数が増加しており、令和2年度はコロナ禍の初期で訪問が極度に抑えられていたことに対し、感染予防を適切に行う中でより訪問が実施できるようになったことが要因と考えられる。

この事業効果についてであるが、身体機能低下の初期に集中的に専門職が関与することで、これを放置した場合には要介護状態に移行し得る、いわゆるフレイル状態からの改善が見込まれることと考えている。

- **3番**（杉本憲也君）本当に介護がひどくなる前に、境目のところでうまく食い止められるかということでは重要な事業かと思う。ただ、知らない方も多くいらっしゃると思うので、周知も

含め今後検討いただきたい。

市政報告書298ページであるが、見守り・配食サービスを行っているかと思う。こちらの訪問実人数、配食の延べ回数が令和2年度よりかなり減少してしまっていて、見守り部分でちょっと心配な部分があるが、この利用控えによって生じた利用者の状況の変化など把握されているか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）見守り・配食サービスの訪問実人数、配食延べ回数の減少の主な要因であるが、申込み時、それから、ケアマネジメントの見直し時などのアセスメントを徹底して、例えば通所や訪問などの他サービスの導入状況、家族による支援など、見守り体制の精査を行ってきているところである。その結果、当サービス導入の必要が減じたことによるものであるので、利用者への悪影響は生じない形で利用量が減少していると認識している。

○**3番**（杉本憲也君）そういう事情ということで承知した。

また、コロナ禍で生活様式ががらっと変わった中で、299ページに包括的支援事業という、よりどころになるところが設置されているが、包括支援センターへの相談内容全般について、令和2年度と比べた場合、令和3年度の特徴について、何か分析されているようなことがあったら願います。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）まず、包括支援センターへの相談件数については、市内全域でおおむね増加の傾向にある。特に高齢化率の高い対島地域においては、前年度に対し310件の増加が見られた。これを令和2年度と比較した相談の傾向としては、令和2年度はコロナ禍で、市でやっている事業の中でも通所型デイサービスや介護予防事業で中止が多かったということで、加えて外出控えも続いた結果、恐らくその影響が出てきているのか、身体状況が低下したり、在宅での介護負担が増加するなど介護保険サービス利用、そういった介護負担の軽減などについての相談が増加したと聞いている。

○**3番**（杉本憲也君）経済状況もそうであるし、外出自粛によって身体機能の低下というのは目に見えて、私の周りでも多くある。生活保護部門、福祉部門との連携は不可欠かと思うので、そういった部分と連携しながら、お独りの方も多くなっているが、孤独死を防ぐというところを重点的にお願いしたい。

もう一つ、今度決算書に行くが、383ページに成年後見制度利用支援事業がある。こちらはかなり重要な制度かと思うが、業務を処理する量として、1件当たり、大体どの程度の期間と手間がかかるのか。また、担当されている職員は大体何人ぐらいで処理されているのか。さらに、こういったことは一刻を争うので、業務の円滑な遂行をしていく必要があるかと思う。現在課題となっているのはどういったことか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）成年後見制度の利用支援事業において大きくウエートを占めて

いるのは市長申立ての前段階の親族調査であるが、これは親族状況に応じて、短くて2週間ぐらい、長くて2か月程度かかり、この間に取り寄せた戸籍を読み解いて親族関係を精査することに大きな時間を要している。さらに、この調査結果を基に親族へ市長申立ての同意をいただき、最終的に家庭裁判所へ書類を送付することになるので、最終的に決定するまでは長い場合で3か月程度かかることとなる。これらの業務については、長寿支援係において、圏域ごとにケース担当を1人ずつ置いていることから、5人がそれぞれの圏域でケースを担当して成年後見の申立て等についても行うことになっている。

この業務処理の課題については、先ほども申し上げたとおり、特に申告関係が複雑な場合において、戸籍の取り寄せ、そして読み解き、関係図の作成などに非常に大きな時間を取られ、これを通常業務、それから突発的に発生するケース対応などをこなしながら行うので、そこが非常に負担となっているところである。

- **3番**（杉本憲也君）親族調査はかなり複雑なこともあるし、専門的な部分もあるかと思うが、言える範囲で結構であるので、こういった一番大きくなっている負担部分を取り除いて円滑に進めるための取組とか対策みたいなもので、今何か動きがあれば伺いたい。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）おっしゃるとおり、ある程度専門的な知識も必要になるところであるので、行政書士会からもお話をいただいて、そういったところで手助けをいただけないかということで今お話をさせていただいているところである。
- **3番**（杉本憲也君）専門家に出せるところは出すということで業務負担の軽減をぜひ図っていただきたい。

もう1点、成年後見制度の利用支援事業についてであるが、介護保険事業会計であるので介護保険加入者が対象となる形になるのかなと思う。このあたりはそれで限られているのかを確認したいのと、仮に介護保険加入者でこの制度を利用している方が生活保護に切り替わった場合、成年後見人の報酬は、この事業ではなくて生活保護の扶助費に切り替わって支払われ続けるという認識でよいか。

- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）成年後見制度利用支援事業については、基本的には本市に居住する高齢者の方を対象としており、また生活保護受給者については、引き続き介護保険の第1号被保険者であるが、こちらは高齢者福祉課の当該事業で報酬助成は対応している。
- **5番**（佐藤龍彦君）市政報告書300ページ、生活支援体制整備事業。議場でもサポーターの数が大分増えて、ただ利用者が、これは延べ人数37人ということで、もう少し周知が必要になってくるのかなと思うが、今後の話として、昨年度中、利用者が37人というのは、前年度、令和2年度と比べて実利用者が増えたのかということと、マッチングされたサポーターに偏りがあるのかどうかも含めてお願いしたい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）まず、生活支援体制整備事業のマッチング実績であるが、令和2年度は実人数で42人であったので、そちらについては減少している。

次に、マッチングに対して生活支援サポーターの偏りがあるかどうかであるが、これは圏域単位で出しているが、圏域単位のサポーターで、37に対して宇佐美が8件、伊東が3件、中央圏域が6件、小室圏域が16件、対島圏域で4件となっており、市内全圏域にある程度散っているの、そういった意味では大きく偏って影響されていないと認識している。

○**5番**（佐藤龍彦君）分かった。件数的にはそこまで大きな差がないということだと思う。例えば利用者とサポーターとの信頼関係の部分もどこかで生まれると思うが、そういった場合、よく利用されるサポーターがいる可能性がある。サポーターになっても、なかなかマッチングしないととなると、何のためにサポーターになったんだろうという人も多分出てくると思うが、ボランティア精神でやってくださっているところが結構あると思う。その辺について、サポーターになったのにマッチングしないとか、不満というわけではないが、そういった相談みたいなもの、サポーターになったのにというところの相談があるかどうか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）おっしゃるとおりであり、今現在、サポーターの人数に対してボランティア活動、まだまだ少ないのではないかとこのところの要望はいただくので、現在考えているのが居場所、健康体操クラブなど市でやっている介護予防事業などへのサポート、それから、介護保険事業所などへのちょっとしたお手伝いができないかと考えている。ただ、介護保険事業所へのお手伝いなどはある程度試験的にも始めようとしていたところ、ちょうどコロナでそういった外部の方が入るのは難しくなってしまう、今後の検討課題となっている。

○**5番**（佐藤龍彦君）分かった。せっかくサポーターになったのに、なかなかマッチングされないというので、もやもやしている人もいると思う。かといって、コロナの関係でむやみやたらに出かけていくことも難しい状況ではあるのかなと思うが、ただ、介護までいかななくても、普通の方が生活する上で困難な作業なんかは、こういった人たちが手伝ってくれることのほうが生活の中で結構重要になってくるのかなと思う。無償利用と有償利用というのは以前にも話された内容だと思うが、有償利用で1時間につき500円の作業というか、こういったサポートが今メインになっているのか。その内容をお願いします。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）有償事業が10分以上30分未満で500円、その後、30分ごとにまた500円という有償利用になるが、比較的多い要望としては買物、それから草刈りなどの、介護保険制度の訪問介護サービスでは対応できない自宅の整備部分が時間の長い有償利用の中での比較的多い率だと聞いている。

○**5番**（佐藤龍彦君）分かった。介護保険で利用できない部分の隙間的な部分を埋めていけるサービスになるのかなと思うが、この場合にサポーターに対して報酬として支払われるものが5

00円ということでもいいのか。それとも、500円のうちの何%になるのか。あと、報酬は直接利用者からサポーターに対して払われるものなのか。その辺、もう少し詳しくお願いします。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）有償利用の場合の500円ないしプラス部分は全て利用者からサポーターに対して支払われるものになる。また、それとは別に、支援のたびにボランティアポイントというもの、ポイント部分を加算して、5ポイントを単位として、これは市のほうからサポーターに5ポイントごとに500円相当分のクオカードということで進呈させていただいている。

○**5番**（佐藤龍彦君）分かった。ほかの介護予防とか認知症予防も含めて、こういった孤立しやすい高齢者に対してサポーターが入ることで、それこそ介護予防であったり、認知症予防につながる可能性もあると思うが、サポーターが増える一方で利用者がなかなか増えないというのも、どこかに周知できてない部分があるのかなと思うので、その辺で今後周知の方向というのは、例えば、さっき話された今後の活動として健康体操なんかにも出かけてお手伝いするという中で宣伝活動につながる部分を想定しているのか。その辺をお願いします。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）マッチング数を伸ばしていくということで、まず1つ、現状、システム的な課題としては、こちらのお手伝いというのが、例えば電話1本で電球を替えてほしいのでとできるものではなくて、これは介護保険サービスを使うときと同じように、ケアマネジメントを経てプランニングに落とし込まなくてはならないといったシステム的な面が1つある。

ただ、現状はシステム上やむを得ないが、それをもって今後増やしていくが、今現在、未利用者もそうであるが、介護予防事業なども同様に、未参加者へのアプローチということが重要だと考えている。そういった中で、現状でもできる限り居場所とか包括支援センターの相談などを通して情報収集しているところであるが、先ほどの答弁の中でもちらっとは申し上げたが、こういう介護予防事業や、そういったことへの未参加者の情報を包括的にデータベース化することで、逆にリーチしていない人をできる限り洗い出しして行って、引き籠もってしまっているとか、1人で孤立しているとか、そういった方をできるだけ取りこぼさないようにしていくという取組を考えている。

○**5番**（佐藤龍彦君）分かった。その辺でマッチングが増えていくことが今後の介護予防であったり、認知症予防につながる可能性があるので、お願いしたい。

最後に、報告書の302ページの第4款基金積立金で保険給付支払準備基金、歳入歳出決算書では407ページに決算年度末現在高ということで9億3,941万円。基金がある状態ということで、今回の決算の積立金が合わさっての金額でいいのかということ。たしか昨年度、介護保険の値上げを国のほうから示されたときに、この基金も取り崩して保険料の急激な引き

上げを抑えたということだったと思う。今後、見直しの中でまた保険料もあると思うが、現残高について、今後、伊東市としては激変緩和に対応できそうな基金なのかどうか。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）令和3年度末の基金残高については、6,000万円を積んで、最終的に10億27万7,101円である。こちらの基金については、現在、介護保険事業計画の第8期ということで、これが令和3年から4年までの期間。これを取り崩しつつ、介護保険料については据え置くという方針で行ってきたところであるが、少なくとも今期については十分対応可能かと考えている。時期についても、残った基金をある程度取り崩して保険料の負担軽減に努めるところではあるが、来年度が計画策定であるので、策定の際、保険給付費などを追記して、それを基に、どの程度の保険料負担になるかも決まってくるかと考えている。
- 5番**（佐藤龍彦君）分かった。我々世代も一応介護保険は支払っているところであるが、ほかにもいろいろな保険料とか税金を払っている中で、未来に向けての保険料ではあっても、料金が高くなっていくことで急な変化に対応できないところもあると思う。ぜひその辺も、こういった基金が活用されることも必要であるし、また介護予防であったり、認知症予防の部分でも今後考えることがあるのかなと思うので、その辺の財政の取組をお願いしたい。
- 委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。
これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。
これより採決する。

市認第10号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長**（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

-
- 委員長**（中島弘道君）日程第4、市認第12号 令和3年度伊東市病院事業会計決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

- 3番**（杉本憲也君）事業報告書4ページに許認可関係の記載がある。前提として、許認可の届出や許可の申請の届出人の名義はどなたかを伺った上で、令和3年8月19日に医師の転入・転出として厚生局に届出があるが、どのような転入・転出があったのか。
もう1点は、道路占用許可が3件出されているが、どういう内容か。

○**健康推進課長**（大川貴生君）許認可の届出は市民病院の開設者として申請をしているものである。許可申請のそれぞれの事項については、8月19日申請の医師転入・転出の内容は、常勤医や非常勤の医師や研修医など病院に従事する医師の異動があった際には定期的に関東厚生局に届出をすることになっているので、一定期間の異動があった際の医師を届出しているものである。この時点の申請では20人の常勤医や研修医などの異動について報告をしている。

道路占用許可の3点は、県知事に届出をしているものは、旧市民病院に従来から温泉管を源泉から引き込んでいる。その際に、県道をまたいでいるところがある。県道に敷設する際の使用許可を県知事に出している。市長宛ての2点は、1点が市民病院の下水道を市道につなぐために敷設している分の申請である。もう1点は、旧市民病院に引き込んでいる水道管が途中、市道を経由する箇所の道路占用許可の申請がされている。いずれも、令和4年4月1日から令和9年3月31日、令和8年度までの5年間の許可になるので、5年ごとに継続する手続きをしている。

○**3番**（杉本憲也君）届出する人、申請する人は開設者ということなので、伊東市になるということでは、病院の名前になるのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）伊東市民病院開設者である伊東市長という形での申請者で、物によっては市民病院の管理者も併せて申請する場合もあるが、今回、こちらで届を出していただいているものは開設者伊東市長ということで、市長の公印を押して出している。

○**3番**（杉本憲也君）以上の前提の中で、私が一番気になっているのが一番最後である。周産期医療体制厚生医療機関辞退届が提出されているが、伊東市民病院はかねてから周産期医療について非常に話題になっている。医師が足りない中で、令和2年度の伊東市民病院の病院指標がホームページで公開されていて、そこでは産科について、伊東市は東伊豆地域の周産期医療を24時間体制で行っていると記載されている。令和3年分の記載はなかったので分からないが、最新のものとしてそういう記載がある。しかしながら、今回のように令和3年度末の2月28日、周産期医療体制構成医療機関を辞退しているという見逃せない届出が出されている。調べても分からなかったのでは伺いたい。

この周産期医療体制構成医療機関の役割とか、当該医療機関になれるための要件は何か。

2点目は、今回辞退した要因は何か。

3点目、辞退により本市にどのような影響が出ると市として考えているのか。

4点目、病院のホームページで看護部の目標を掲げて周産期体制の見直しをするという記載がある。市民病院における周産期医療の状況はどうなっているのかが、ますます分からなくなっているのでは、市民病院における周産期医療の状況はどうなっているのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）まず、役割としては、周産期医療体制については、静岡県の保健

医療計画で示されている。第一次周産期医療機関で対応できないハイリスクな母体や胎児を受け入れて集中治療管理を行うことや、地域の周産期医療機関と連携を図り、入院及び分娩に関する調整を行うことが役割として示されている。

なるための要件は、産科や麻酔科を診療科として有し、その他関連科を有することが望まれること、また、緊急帝王切開手術などの高度な医療が提供できるための分娩監視装置などの産科医療に必要な設備を備えていること、産科の24時間診療体制を適切に確保するために必要な職員の確保が望まれるなどが示されている。必要な職員の確保としては、産婦人科医が5人以上である。ただし地域の実情や過去の受入れ実績などによっては3人以上でも差し支えないという記載がされている。

構成医療機関の辞退となった経緯は、指定された当時、県から要件としてある必要な医師の5人以上、または3人以上という要件は満たされていない状態ではあったが、当時、市民病院の産婦人科の施設として、県としては東部に配置する必要があるという要請も受けて指定されたと伺っている。今回、県から市民病院に対してこれまでの病院の職員の体制や出産の実績を見て、辞退をせざるを得ないという連絡が県から市民病院にあり、それを受けて、今回辞退することになった。しかし、実際、病院としては24時間の産婦人科に対する救急医療体制は維持、継続している。また、さらに9月1日から産婦人科の常勤医を1人採用して、充実に向けて病院としても取り組んでいるさなかであるので、辞退したことによって通常の病院運営には影響がない形になっていると認識している。

今後、これから充実をして、またそういう指定の医療機関として十分満たされることになれば、県と協議をしながら、また申請をしていきたい。

市民病院の周産期医療の状況は、9月1日から産婦人科の常勤医を2人として取り組んでいる。今後、分娩の受入れ体制の充実に向けては、現在、準備を進めているので、整い次第取り組んでいきたい。今後も分娩の受入れについては、安定的に継続することが非常に重要だと思っているので、引き続き、市としても情報収集などできることを行いながら、市民病院にはさらなる充実を要請していきたいと考えている。

- 3番（杉本憲也君）経緯としては、要件を満たしていない中で、県から最初に要望があって、この医療機関になったが、県から一転して辞退してくださいという、強制はできないと思うので行政指導が強かったということである。その点について伺いたい。行政指導があったときに、伊東市として周産期医療は、人口を増やしていくこと、安心して子育てするまちと言っている以上、ここは絶対に外せない部分だと思うが、県から辞退してくださいと言われたときに、すんなり分かったとしたのか、県に対して、周産期医療体制の病院としてやり続けたいという交渉があったのか。その過程を伺う。

○**健康推進課長**（大川貴生君）今回の、医療機関としての指定がなくなったことによって、今の市民病院の体制にどう影響するかということであるが、救急は引き続き継続して行う体制は変わらない。分娩の体制についてもこれからも充実していくという取組でいるので、現状、病院の運営に関しては指定されなくなったとしても変わらない状況で進めていくつもりである。診療報酬に減額されるような影響があるとか、指定が解除されたことによって今後の運営に何かハードルになるような影響はないと思っているので、通常の救急診療を継続していくところは維持できる。今回辞退させていただくが、病院としては今後も充実を図る取組である。

○**3番**（杉本憲也君）制度上はそんなに影響がないかもしれないが、周産期医療体制が構成されている医療機関ではないということに手続上なってしまったことは、市民に対して大きな不安を与える要素になると思う。

この周産期医療体制構成医療機関の辞退については、いつの段階で県から辞退することの申出があり、それに対して、最初は病院側にその話が来たのか、市に来たのか。市の内部でどういった議論があったのか。これは非常に大きな届出だと思う。本来であれば議長なり議会側に報告があってもいいレベルの話かと思うが、そういった話もなく、今この決算書で私は初めて知った。病院から市に報告があって、市と病院との協議の内容、時期も含めて、さらに詳しく伺う。

○**健康推進課長**（大川貴生君）病院に今年の2月に、県から辞退をするように話があったと伺っている。辞退届を提出するに当たり開設者の申請が必要になるので、その際に、病院から担当課に話があった。今回、県の体制を辞退することになるが、病院は運営上は影響がないので、辞退はするが病院運営は救急等も引き続き継続するという確認ができていたので、辞退手続をする形になった。

○**健康福祉部長**（松下義己君）最初の段階では東部のほうにもそういった施設を置かなければいけないということで、医師の最低の基準は満たしていないが、そうやってほしいということで県から要請があって指定されているものである。今回、県でも医療計画の中間見直しもしているので、恐らくそういった段階で整備をしていっている。今回、分娩数も少なくなっているし、常勤医も以前より少なくなっている。それを県は当然承知をしているので、一旦ここで位置づけから外してということで向こうからの依頼があった。通常、申請をして許可をもらっているわけではないので、辞退届という形でしか処理ができないということで、一旦辞退してほしいとなった。この後、常勤医がそろって同じような形になれば、また指定をさせてほしいという依頼が来ると思うので、そのときには前と同じような状況で届出をして、そういった位置づけをしていくことになる。

○**3番**（杉本憲也君）県の事情で指定されたり、されなかったりということだと思うが、伊東市

が今回、医療機関として辞退したことによって、東部地区では、近隣ではどちらの病院が周産期医療体制構成医療機関となっているのか。

- 健康推進課長**（大川貴生君）静岡県の保健医療計画の中で示されているものは、市民病院が産科救急受入医療機関になっているが、もう一つ東部では富士宮市立病院が指定されている。近隣では、順天堂静岡病院が第三次の周産期救急医療機関として指定されている。
- 3番**（杉本憲也君）伊東市内にはこういった病院が手続上なくなってしまったということで、制度上は順天堂が最寄りになってしまったということで、移動にも非常に時間がかかる。県の事情はあるにしろ、今回、職員の確保で県から辞退してくれないかということで、県からも伊東市民病院に産婦人科周産期医療がしっかりできるような医師、スタッフの確保はちゃんとしてくださいということの裏返しで辞退してくれということだと思ふ。こういった具体的な医師が5人以上とか3人以上ということが示されている中で、今回、9月1日から2人になったということであるが、この医療機関に再指定される要件としても5人以上が示されているわけで、今後、伊東市として医師を5人以上確保するという気概で医師の確保に努めていくことでよいか。

- 健康福祉部長**（松下義己君）この人口で産科医を5人確保するのは、かなり高額な報酬も絡んでくることなので現実的ではない。常勤医は2人欲しい。5人というのは現実的ではないので、県も拠点として必要なので、常勤医が2人になれば、そういう依頼が来ると思う。常勤医が2人となるとぎりぎりなので、保険をかけて、できればもう1人ぐらい常勤医が欲しい。1人雇用するのも、ほかの診療科とは比べ物にならないぐらいの報酬になるのではないかと思うが、協会にも再三強く言って探してもらっていて、今回、9月1日付で1人見つかった。これから先もできるだけその体制が維持できるような形で継続して探していく姿勢でいる。

それから、この分娩数でこの人口や出生数から見ると5人というのは現実的ではないので、そうならなくても恐らく指定の話は来ると思う。

- 3番**（杉本憲也君）部長の言うように3人は何とか確保していただきたい。

伊東市民病院の場合、産婦人科の話だけではなくて、令和3年度もいろいろな診療科が行われたということで5ページ以降にあるが、医師不足、スタッフ不足等によって、一定期間であっても各診療課が休診してしまった状況はどういう形になっていたか。

- 健康推進課長**（大川貴生君）令和3年度の市民病院の休診の状況は、各診療課を含めて年間で84回、休診が行われた。そのうち半日のみも14回含まれている。診療科ごとの休診になると、それぞれ診療科によって数は大分ばらつきがあるので、主な理由は、手術の予定を入れたことによって外来を休診するとか、先生が学会へ出席するなどが休診の要因としてあると伺っている。

○**3番**（杉本憲也君）休診は前々年の3月議会でも指摘してきたが、あらかじめ市に休むという届出をしているかどうか。ルール上は届出しなければいけないが、このルール自体はちゃんと守られているのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）今お話しした休診は不定期な休診になる。これについても、前月までには資料をいただき、それを基に市民病院のホームページに掲載して、市民にお知らせをするということで通知と市への報告がされている。病院事業の設置条例で休診に関する取決めがされている。この条例に合わせて、一定期間の休診を要する場合に対応している。これまでの取組としては、平成31年4月30日や5月2日に天皇の即位があったときに10連休があったことによって、市民の診療機会を損なうのではないかとということで、逆に休みの日の4月30日、5月2日を診療にすることを条例に基づいて手続されたり、あとは平成25年2月28日から3月2日に新病院に引っ越しの際に病院を休むという、一定期間休診については推移を見ながら周知をしていくという取組をしている。

○**3番**（杉本憲也君）休診は市民生活に直結することになる。手続も定められているので、この手続に従って原則行っていただきたい。

もう1点、病院の職員体制が監査報告書の4ページには詳しく書いてある。令和2年度に比べて看護師が7人減ってしまっている。医療安全の管理をする職員も1名減っているということで、病院運営上、不安がある。これら減ってしまった要因や減ってしまったことによる病院運営への影響についてどのように見解を持つか。

また、医師、技師、看護スタッフの働いている方は苛酷な労働だという話も聞くので、平均年齢とか勤務年数はどういう形になっているのか。

最後に、病院利用者からの意見、要望について、令和3年度はどういった内容のものを市として把握しているのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）病院の職員の体制で看護部が7人減少している要因は、看護師の採用や転職については、例えば地元へ帰るとか、奨学金の返済期間が終了したことで、ほかの病院を希望するなど、毎年行われている。ただ、過去のコロナの関係で年間を通じて感染拡大をしたので、市民病院でも通常の診療を行いながら、発熱外来や重症者の受入れを行っているので、最前線で働いている看護師さんたちの負担は非常にあると思うので、そういうのが引かれる要因になっていると認識している。

病院としても看護師の確保については病院を挙げて尽力していただきながら、必要な看護師数を確保するために取り組んでいる。

2点目の医療安全管理職員の減員について、こちらは患者相談室の職員構成の変更による減少となっている。患者相談室については、現在は医療安全管理室や医事課の職員が連携するこ

とで、相談業務が多様化しているので、それに対応できる体制に注力するために行っている。現在は事務部長、医療安全管理者、医事課の職員2人が主に従事しているが、それぞれ事案ごとに対応している。その際に、患者相談室に配置された職員が医療安全管理室に配置換えされて兼務になったことで、1人減となっている。患者相談室で対応する職員としては、医療対話推進者研修などを積極的に行いながら、患者の相談に対応できる職員の育成を推進して、これまでに6人に従事していただいて相談業務に当たっているので、兼務になりながら相談体制は充実させていく取組を進めている。

2点目の医師・技師の平均年数や勤務年数については、指定管理先の職員は勤務実態にもよるので、市としては承知をしていない。

3点目の病院利用者からの意見と要望については、利用者からの意見は、院内に意見箱を2階の窓口や救急外来や各相談室に置いて意見をいただくことがある。それと職員が直接口頭で言われたことを書き留めて報告するもの、直接市役所に連絡をいただいて意見を伺うことがある。令和3年度の件数は98件あった。市役所に来たのがそのうち15件、提案箱に入っていたものが44件、職員が受けたのが38件、メールで意見をいただいたものが1件となっている。これらを受けて、毎月1回、職員と市で受けた意見を踏まえてカンファレンスを合同で行いながら、お互いにいただいた意見の協議をして、どういう形で対応しているかも検討して情報共有しながら、その方に対応したり、今後の改善に向けて取り組んでいくという状況である。

○3番（杉本憲也君）設置者として職員の環境改善が、運営は直接は携われないかもしれないが、できることがあるかと思うので、職員を辞めさせない環境づくりをお願いしたい。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○6番（田久保眞紀君）認定する立場で、討論を述べさせていただく。

病院ではあるが企業会計の決算の形式を取っているので、業務報告を見ていくと、先ほど来杉本憲也委員が質疑されていた内容で、業務報告にとっては重要なものが報告のほうに織り込まれていないので、決算を認定するに当たりしっかりと業務内容に沿って行われた決算内容になっているか、特に経営指標に対する事項ということでまとめになっているが、ここでは、経常収支比率が改善したことに対して、これは効率的な経営をされていると考えるという結論を出しているが、ここの結論が全てではない。ここと、先ほど来聞いている質疑の内容が効率的な経営がなされていると結びつかない部分がある。起きたことに対して数字のやり取りの報告で終わってしまっているが、業務報告なので、先ほど来の医師不足の状況や看護師さんが減少

した事など、辞退の届出があったことに対して、このような形で2回も届を出して、これに対してどのように今後対処していく予定があるということも決算書に含めていただけるといいと感じる。

○委員長（中島弘道君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第12号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）昼食のため、午後1時5分まで休憩する。

午後 0時 3分休憩

午後 1時 2分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

日程第5、市認第5号 令和3年度伊東市一般会計歳入歳出決算歳出所管部分を議題とする。
直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。まず、第2款総務費第1項総務管理費第18目コミュニティ振興費について質疑を行う。事項別明細書は116ページからである。発言を許す。

○5番（佐藤龍彦君）コミュニティセンターの指定管理の委託料がメインであると思うけれども、昨年度は、いろいろコロナの関係、ここ何年間かコロナの関係で利用に対して結構制限をかけたと思うけれども、その関係で、今までエアコンの利用料なんかでも、結構、その利用料に関して、いろいろと市民の要望があったと思うけれども、昨年度はその関係で利用が減った中での指定管理の運営というのは総評的にどうだったのかというのは、当局のほうで何か持ち合わせていれば教えていただきたい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）昨年の指定管理者の運営管理の状況についてということで答えさせていただくけれども、昨年8月と2月、利用のほうを一旦引かせていただく中で、指定管理者においては、休館状態にあっても出勤していただいて、建物の普段の管理のほうをして、鋭意、開館の折には利用者さんが気持ちよく使用していただけるように、そのように努めていただいたと思っている。また、料金、エアコンとかのお話が今あったけれども、利用料は減った

けれども、それに当たっての電気代のほうが全体的には上がりつつあるところかなと思っているので、その辺が指定管理の中で、今年も状況もある中で、生涯学習課としては、このままの状況で今後の運営に、修繕とかにも使えるので、そのようにして管理をしていただいているところである。

- **5番**（佐藤龍彦君）分かった。管理運営を委託している以上、指定管理者の要望なんかもある。市民利用が減った中で、管理者のほうの声がよく聞こえるようになったんじゃないかなと思うので、ぜひその辺お願いしたいのと、事項別明細書は119ページに工事請負費で440万円というふうになっているけれども、ごめんなさい、議場でちょっと聞き漏らしてしまったけれども、これがどのコミセンの改修工事、どういう内容だったのかということをお願いする。
- **生涯学習課長**（杉山宏生君）こちら、工事請負費については、宇佐美コミュニティセンターのLED化工事となっている。
- **5番**（佐藤龍彦君）分かった。LEDは、大ホールの照明というか、全体を照らす照明なのか、それとも建物全体の照明器具をLED化したのか、その辺をお願いする。
- **生涯学習課長**（杉山宏生君）宇佐美コミュニティセンターについては、2か年かけて、ほぼほぼ、施設全て、会議室等のLED化を進めている。
- **5番**（佐藤龍彦君）分かった。児童室なんか、それなりに光が入るところでもあったので、LEDよりも、自然光が入るよさもあったのかなと思うけれども、3階の大ホールはちょっと中が広い分、外からの光が届かない部分があったりして、それによって、建物の中の空間のよさが出てくるのかなと思うけれども、今後見込まれる改修工事というのは、宇佐美だけではなくて、ほかのコミセンでも何か今、要望もあってのその辺の改修要望みたいなものはあるのか。
- **生涯学習課長**（杉山宏生君）LED化工事は、コミュニティセンター、生涯学習センターを含めて、順次予算の範囲の中でやっているけれども、まだ富戸コミュニティセンターとかが完全にLED化していないので、そちらのほうを行うことと、エレベーターについては、今年度、八幡野コミセンの工事をやっているけれども、それで完了する予定である。あと、そのほかの修繕等はちょこちょこ、いろいろ要望はある。
- **3番**（杉本憲也君）市政報告書のほうになるが、88ページになる。コミセンの利用者数の統計の方法が、昨年度の市政報告書と見比べると、記載方法が変更になっており、今回、統計方法、統計が変わったポイントについてご説明をいただきたい。それとともに、また、宇佐美のコミセンは開館日数で言うと、令和2年より54日、開館日数が少なくなっているけれども、利用者数は6,220人増えている。また、八幡野コミセンは開館日数が24日増えているけれども、増え方として、利用者数が1万6,778人も増加しているけれども、それぞれどういった要因でこういう結論になったのか、お伺いしたいと思う。

○生涯学習課長（杉山宏生君）各コミュニティセンターの部屋の集計の表示が変わったということであるけれども、こちらは昨年、一昨年とも、杉本委員からのご指摘がある中で改善を試みてきたけれども、コミュニティ活動とか、会議室の利用というのが、どうしても管理者のさじ加減が、人の意思によって、右に行ったり、左に行ったりという、変化してしまう部分があるので、コミュニティセンターが、一つのコミュニティセンターの中ではある程度意思が図られても、それを横の4コミュニティセンターの中で統一していくというのはなかなか困難な状況なので、統計資料としては、一定の条件で、誰がつけても正しい数字になるのを比較していくというのが、望ましい状態かなと思っている。その中で、今回、各部屋ごとのものを集計、提示させていただいて、今後もうこういった形でやっていきたいかなと思っている。

2番目の質疑にも絡んでくるけれども、2番目の質疑については、増加の要因については、昨年、コロナワクチンの接種会場として、宇佐美と八幡野は会場となったので、その分増加をしている。

そして、開館日数のことに関しては、昨年、緊急事態宣言で閉館、貸し館、貸し部屋状態をしなかった。宇佐美コミュニティセンターはその分、閉館としてカウントしたけれども、八幡野コミュニティセンターについては、人がいるということで開館としてカウントをしている。この辺も、ちょっと各コミュニティセンターでばらつきがあるところであるので、この辺については、今年度、一定の条件というか、一括して開館の扱いにするようにという指示はしたところである。

最初の質疑に少し絡むが、部屋ごとにカウントを表示した場合に、いつ、どの部屋が何の要因で増えたかというのが一目で分かるので、そのほうが表示としては正しいかなと思って、今回こういたした。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）次に、第3款民生費のうち、第1項社会福祉費第6目国民年金事務費、第7目国民健康保険費、第9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は138ページからである。発言を許す。

○1番（鈴木絢子君）一つずつ質疑させていただく。まず、決算書143ページ、市政報告で言うと110ページになる。社会福祉総務費の扶助費について伺うと、この19番、扶助費、住宅手当となっているところ、住居確保給付金のことかと思うけれども、こちら、令和2年度に66人に支給で、令和3年度17人に支給というふうに人数が減少している。あと、議場で新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、そちらのほうの見込みがすごく下回ったというようなお話があったかと思うけれども、コロナの影響で、職を失ったり、減収になったりと

いう状況が少しずつよくなっているという判断でよろしいのか。

続いて、145ページの18番、負担金のところである。成年後見人等報酬助成金についてだけれども、市政報告のほうで2件の利用があったというふうに載っていた。予算の見込みが44万円で、決算では151万円と、2件にしては結構大きい金額かと思うけれども、どういった理由だったか教えていただけたらと思う。

- 社会福祉課長**（稲葉祐人君）お答えする。最初の住居確保給付金は、対象者が令和2年度が66人だったけれども、令和3年度が17人と大きく減ったということであるけれども、コロナの状況が長引いているので、それぞれ様々な状況があるかとは思いますが、特に困窮度が高い、これに関しては、やはり令和2年度に申請だとか、相談だとかされた方が、住居確保給付金については多くなっている。特にコロナの第1波である。それが令和2年の5月、6月、7月ぐらいだったと思うけれども、そのあたりに殺到して、支給期間は原則3か月だけれども、6か月とか、9か月とか、1人当たり、状況に応じて延長もできたけれども、それから継続して支給させていただいている方、令和2年度から令和3年度に引き続きさせていただいた方も含めるけれども、最初ではやはり9か月になっているものだから、それで令和2年度中に切れてしまって、それで令和3年度中については、申請のほう、利用者のほうがそれほど多くなかった、そういう状況があった。

それからあと、困窮者の自立支援金だけれども、令和3年度の7月に制度が国のほうでできて、それで、当初、予算にはかなり大きな金額で計上させていただいたけれども、10分の10の補助事業、国庫補助事業ということで、当初、市のほうから申請をして、途中でもし利用が増えてしまっても、その部分については市の経費で対応してほしいと、そういうこともあったものだから、伊東だけでなく、どこの市町村も多めに申請をして、予算要求をさせていただいた。そういうところがある。そういった関係で、予算に対して決算額のほうは少し少ない状況になっている。

また、最後の成年後見の2件で、結構数字が大きいけれども、当初予算の段階では、把握をしていた状況が44万円ということで予算要求をさせていただいたけれども、令和3年度に入ってから、この助成を受けたいといった、そういうお話もあったものだから、要項に照らして支給の対象になるということで、それで増額となっている。

その内訳であるけれども、令和3年度が、知的障がい者の方が2人で、1人が月額報酬が2万2,000円の12か月、もう1人が2万8,000円で、単年度でなくて、3年近く期間をまとめて申請をされた。裁判所のほうで報酬助成のほうを含めることが望ましいという、そういう話もあったものだから、それで申請があつて、支給をさせていただいた。ということで、当初予算に照らしてかなりの増額になったということである。

○1番（鈴木絢子君）分かった。続いて質疑だけれども、同じ145ページになる。19番、扶助費についてである。自立支援給付費、地域生活支援事業給付費、あと障害児給付費と、予算見込みの分、上回っている現状が見受けられるけれども、自立支援医療費に関しては見込みをかなり下回っているのが見受けられる。これはどういったふうな状況と分析しているか。あと、障害児給付費の事業に関しては、予算費の見込み人数より全体的にかなり上回っているように感じるけれども、こちらの要因と、あと今後の見通しなどがあったら教えてほしい。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）最初の扶助費の自立支援医療費のところであるけれども、令和3年度は9,767万1,000円、それで令和2年度が1億582万3,000円ということで、7.7%ほど減少になっている。こちらが、自立支援医療費というのは、特定の障害の医療行為を、かなり経費がかかるものを自己負担の3割から1割軽減させていただく、そういう内容となっており、1件当たりの医療費がかなり高額となっている。そういうことで、高額な医療費、例えば透析とか、そういったものの受給者が減ると、そうするとどうしてもその決算額には大きく影響する。そういう状況がある。

それと、障がい児の扶助費が予算に対してかなり増えているというお話だけれども、障がい児福祉サービスについては、大きなものが、放課後等デイサービス。学校が終わってから放課後等デイサービスを利用する際に行っていただいている。それで、日常の訓練、生活訓練、そういうことをされているけれども、実態は、大ざっぱに、1学年に数人ぐらいのご利用ということになっているけれども、まだ需要に対して、なかなか十分利用ができてない状況がある。だから、例えば週3回使いたいという、そういうご希望があっても、週2回でご利用いただいている。そういうことがあるものだから、どうしても利用のほうは数年間、年々増加している。そういう状況になっているものだから、なかなか当初予算の段階ではそこまで伸びを見通すことができなかったということで、結果として予算額が大分増えた、そういう状況になっている。

○1番（鈴木絢子君）この自立支援医療費は、特定の障害で1件当たりの医療費も高いから、ちょっとした人数ですごく減少するというのが分かったけれども、例えばコロナによる医療受診控えとか、医療側の問題とかで、かかりたいのにかかれなような形の現状とかは大丈夫か。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）こちらも自立支援医療については、いわゆるちょっと調子が悪いから行ってくるとか、そういったものではなくて、やはり定期的に、継続的に治療が行われているというものだから、多少の影響はあったかもしれないけれども、大きな影響はないものと認識している。

○1番（鈴木絢子君）承知した。147ページの一番上の難病患者就学支援事業委託料について伺う。就学事業の委託が予算では581万円だった。今回決算では44万円ということだけれども、この大幅減額の要因を教えてほしい。あとは、その下の扶助費、難病患者見舞金につい

てである。こちらは年1回1万円の支給で対象者は350人を見込んで予算が立てられたと思うけれども、3年度402人支給ということで、この難病患者が見込みよりも大幅に、50人ほど増えている要因とか何かあれば教えてほしい。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）難病患者就学支援事業だけれども、当初が581万8,000円予算要求させていただいたけれども、この事業は当初2つメニューがあり、1つは、学校に医療的ケアが必要な方である、たんの吸引とか、そういった行為が必要な方は、通常、学校とかの場合には保健師とか、養護学校の場合には、そちらの看護職員の方が診るケースが多いのだけれども、それだけだとなかなか十分じゃなくて、実際、ご家族と一緒に付き添ってケアをされているケースが多いということで、そのご家族の負担を減らすために、それで年に何回まで利用できるということもある。当初の予算は、そういった対象の方がどれぐらいいらっしゃるか、また、ある程度増えても大丈夫なようにということで予算計上させていただいたけれども、結果として、対象者の数が、施設入所だとか、なかなか自己負担も結構あるものだから、当初の見込みよりは増えなかったということで、特別支援学校に通学していらっしゃる2人の方が利用があったけれども、当初予算に比べて大きく、かなり少ない金額で決算をしたということになる。

それと、もう一つの難病患者の見舞金だけれども、これも予算要求の段階では、この前年実施とかを見ながら見込んだけれども、実際はかなり増えてしまったということで、難病患者の方が、指定された県のほうから、保健所のほうから通知が届くけれども、その通知の中に、2年前から、難病患者の見舞金制度のご案内なんかも一緒に同封をさせていただくようにしており、そのことも、一つの要因かなと思うけれども、予算よりもかなり決算が多いということで、今後、また予算要求については、現状を見ながら、なるべく的確、制度にのっとった予算要求にしていきたいと思う。

○**1番**（鈴木絢子君）続いて149ページになる。4番、養護老人ホーム等管理運営事業について、修繕料、施設の老朽化による修繕というお話だったけれども、こちらは詳細のほうを教えてください。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）養護老人ホームの修繕だけれども、全般的な状況と言うと、やはり平成3年に全面改築してから30年経つということで、手を入れつつやっているところだけれども、令和3年度にやったのが、まず大浴場である。大型浴槽が割れたので、これの修繕を行った。それから、非常用自家発電設備のラジエーターを交換、それから、軒先のコンクリートが落下の危険があったので、これの修繕、そして、玄関工事に破損が生じてきており、段差が危険だったので、これの修繕、それからエレベーターが結構年数が経っていたので、部品交換が必要となっていたので、これの交換を行ったというのが修繕の具体的な内容になってい

る。

○1番（鈴木絢子君）続いて155ページ、子育て支援についてお伺いさせていただきたい。子育て支援の前に155ページの一番上である。児童福祉総務費の児童福祉システム制度改正対応改修委託料について、見込みより下回った理由。あと、次の12番、委託料について、ファミリーサポートセンター運営委託だけれども、ファミサポの利用状況、こういったコロナの影響があったかどうか、そういったことも含めてお伺いしたい。あと、その下の子どもの居場所づくり事業、こちらのほうが予算より減額されていて、コロナの中での対応と、あと成果などがあればお伺いしたい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）まず1点目の児童福祉システム制度改正対応改修委託料については、この改修は毎年、年によって流動する予算であり、児童手当の制度改正だとか、あと、今マイナンバーの関係があるので、そのような関係で減少しているけれども、ただ、当初の予算より下回ったというのは、業者と協議した中で、一体的に改修ができるというようなものについては、効率的に改修をしたというところで、業者の協議によって減額ができたというようなことになっている。

続いてファミリーサポートセンターの状況だけれども、会員数は349、その中で、内訳として、依頼会員が260人、支援会員が79人、両方会員、両方の会員になっている方が10人というふうなことで、活動実績としては、424名の利用実績があった。特にコロナによる影響というものは、余り子どもは感じてなくて、通常どおり、要望があったことについては対応ができたというような認識でいる。

続いて、子どもの居場所づくり事業だけれども、令和3年度については6か所で実施をいたした。その中で、予算より下回っているという部分なのだけれども、やはりコロナの感染状況により、予定どおりの開催がなかなかできなかったというところである。延べの回数で言うと、58回開催され、延べの参加人数については、子供が987人、大人が168人、従事者、支援するボランティアの方等が400人、合計1,555人が参加した。

○1番（鈴木絢子君）155ページ、同じページのひとり親支援のことについてもお伺いしたい。扶助費のほうがかなり見込みを下回っているけれども、こちらは要因とかあるのか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）扶助費は、高等職業訓練だとか、あといろいろ助成事業があるけれども、やはり全体的なことを言うと、対象者が多少減っているというところがある。それに伴って、少子化というところもあって、対象の子供も減っているというようなものになっている。その中で、大きな減額の要因としては、高等職業訓練というものが大きな割合を占めるけれども、昨年、令和2年度は利用人数が3人いたが、令和3年度が結果的に2人というようなところで、予算より大きく下回ったというような内容となっている。

- 1番（鈴木絢子君）分かった。続いて、市政報告のほうで133ページをお願いします。133ページ的一般経費、利用者支援事業である。こちら、この市政報告のほうには、市役所窓口において保育所入所相談や子育て支援サービスの紹介を行い、19万3,000円が載っていて、令和3年の予算書のほうには、同じように利用者支援事業として244万円の計上を書いてある。内容も、保育コンシェルジュを配置して、きめ細かな保育所、入所等の相談、支援を行うというようなことが書いてあったけれども、こちらは、その244万円の予算だったものが19万3,000円になったというような理解でよろしいのか。何かこの決算書のほうにはその数字が、利用者支援事業についてがちょっと分からなかったもので、こういった質疑をさせていただいている。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）こちら、利用者支援事業の、19万3,000円については、消耗品と備品のみの計上とさせていただいている。もう一方のほうの、予算書のほうについては、人件費のほうも入っているので、市政報告書のほうでは人件費は抜いているので、その辺の差が出ているというところである。
- 1番（鈴木絢子君）分かった。そのまま市政報告のほうで135ページである。延長保育事業、こちらのほうを見ると、昨年度の実績に比べて利用者人数は増加していて、需要が高いな、多いなと感じるけれども、行ったことで出た課題と今後の見通しなどがあれば教えてほしい。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）課題については、やはり延長保育、もう少し時間を延長してこないか、そういうふうな要望も出ている。また、この見込みとしては、それに対応する人材なんかも手当てしなければならないので、この辺が時間延長に関する課題かなと思っている。
- 1番（鈴木絢子君）続いて、申し訳ないが、決算書のほうに戻らせていただく。161ページ、私立保育園関係費の中の要措置児童委託料、こちら、296万円の予算だったものが、1,021万円ということで、こういうコロナの影響なのでそういった児童が増えているのか、現状と今後の課題などがあったら教えてほしい。161ページの4番、私立保育園関係費の12番、委託料になる。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）こちらの要措置児童については、当初、見込んだ数字に対して、令和3年度には10人の申込みがあった。その金額が1,000万円ということで、年度が明けてみないとちょっと分からないというところもあり、予算額と決算額の差になっている。
- 課題を申すと、市外の園に伊東市の子が行った場合に払うお金なので、どちらかというと受け身の予算になるので、ここはそれに対応したような支払いを各市外の園にお支払いするということになっている。
- 1番（鈴木絢子君）民生費でもう1問、市政報告の143ページになる。この地域子育て支援センター運営事業になるけれども、このすきっぷ、令和2年度に比べて開催日数のほうは増え

ているけれども、利用者のほうは少し減少している状況などが見受けられる。下のきしゃぼつぼとかだと、開いた分、去年よりも日数が増えた分、利用者の増加も見られるけれども、こちら、すきっぷに関しては、何か減少している要因とか、制限などを厳しくされているとか、そういういったことがあれば教えてほしい。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）きしゃぼつぼについては、割と来る方が宇佐美になる、宇佐美保育園内になるので、来る方が地域の中で固定化されているということでは、余り人数の増減がないということになる。一方で、すきっぷについては、健康福祉センターに設置しているので、市内いろいろなところから来る、また人数も多いというところで、恐らく使われる方のほうが、ちょっとコロナ感染なんかを心配してお使いにならなかったというところが、人数の減少にちょっとつながったのかなと思っている。
- 3番**（杉本憲也君）市政報告書の108ページ、婦人保護事業の相談件数が令和元年度から毎年増加していることは過去資料からも分かるが、昨年度に比べ令和3年度は22件増となった要因を伺う。また、相談内容の傾向について、どのように分析されているか。
- 社会福祉課長**（稲葉祐人君）婦人相談の件数は、令和元年度70件、令和2年度129件、令和3年度151件と毎年増えている。相談内容は、件数は増えているが個々の内容は重複していて、同じ方が何回も相談することがあるので、このぐらいの増があるから直ちに女性相談の必要な方が増えている状況にはないと考える。令和3年度の特徴は、ストーカーがこの3年間数件あったものがゼロになった。また、DVは、二、三十件あったのが17件と減少した。その一方で、精神関係の鬱等が二、三件だったのが、昨年度は8件に増えた。
- 3番**（杉本憲也君）内容も報告いただき感謝する。生活様式が変わることによって相談内容も変わることが明らかになったと思う。

続いて、110ページ、はじめようI T O新生活応援事業の中で、奨学金返還支援、月上限2万円、期間は120か月なので10年間。これを利用された方で、伊東市民病院に就職した方がいれば人数を伺いたい。2点目、伊東市民病院は、月7万円で、貸与期間の1.5倍市民病院で働くと免除になる仕組みの独自の貸与式奨学金制度があるが、この奨学金を使った方で市民病院以外に就職して当該応援事業の奨学金返還支援を受けている方がいれば、その人数を伺いたい。

- 社会福祉課長**（稲葉祐人君）昨年度、はじめようI T Oで、市民病院に就職した方は35人。また、市民病院の貸与式の奨学金制度を利用して、市民病院以外の病院に就職し、返還支援を受けた方はいない。
- 3番**（杉本憲也君）この制度が35人の就職につながったのは大きな成果だと思う。人材不足が叫ばれる中で、重要な実績としていい制度だったことが明らかになったと思う。今後とも寄

り添った事業を願う。

111 ページ、障害者相談員設置事業で、身体障がい者の相談員の数、前年度9人だったのが2人減って7人になり、業務が回ったのか心配である。減った要因と、これに伴い市行政に何かしらの影響はなかったのか確認したい。

- 社会福祉課長**（稲葉祐人君）身体障がい者の相談員数が減った理由は、相談員も高齢者が増えて体調が悪いということで2名減。これに伴う影響は、相談員も身体障がい者の悩みの相談に乗っているが、それ以外にも、市のケースワーカー、障害福祉サービス事業所の計画相談支援員、介護保険でいうケアマネジャーが密に相談に乗っているので、大きな影響はないと考える。
- 3番**（杉本憲也君）ほかの部分で補い合ったということである。ほかの相談員、支援員もそうだと思うが、世代交代をどうするかが非常に大きな課題と思うが、身体障がい者相談員を含め、市として、次の世代につないでいける工夫や取組はどのようにやっているか。
- 社会福祉課長**（稲葉祐人君）障がい者の相談員は、それなりの経験や実績が必要になる。市内には障がい者の団体があるので、その団体や、主な事業者と相談しながら、適任者がいれば紹介してもらい確保していきたい。
- 3番**（杉本憲也君）この問題は、本市に移住・定住で来る方も多と思うので、そうした方にも声かけをして、継続的に切れ目なく相談員を確保してもらいたい。
同じく、111ページの重度心身障害者タクシー利用料金助成事業は移動支援等になると思うが、申請方法や、チケット受取り方法、代理申請ができるかを伺う。
- 社会福祉課長**（稲葉祐人君）重度心身障害者タクシー利用料金助成事業の窓口で申請してもらい、チケットは手渡しとなる。4月は申請が集中するので、市役所の窓口のほか、出張所でも対応している。また、障がい者本人ではなく、代理が申請することもあると思うので、代理申請は可能である。
- 3番**（杉本憲也君）代理申請可ということであるが、本人は移動ができなくて困っているので、窓口まで行かなければいけないとか、出張所で年間を通じてやってもらえればいいが、一定の期間しかやっていないと思う。移動困難を解消するための支援策であるのに、それをつかむためには自ら移動したり、手間をかけなければいけないところが利用促進につながりにくいのではないか。市として、年間通じて各出張所や訪問しての手続、郵送での全てのやり取りなどについて考えはあるか。
- 社会福祉課長**（稲葉祐人君）チケットを渡すときに、過去、二重に交付したことがあるので、そういった間違いがないようにと考えている。現在、事業所を利用している障がい者の方は、事業所の代行も認めている。申請したいができないというケースには、話を聞き、申請方法の改善について検討したい。

○3番（杉本憲也君）受け取りやすくするというので、事業所の代行で1点注意してもらいたいのは、事業所によっては手数料を取ったりということも聞くので、そういうことがない形で、負担なく受け取れるような周知、取組を願う。

112ページ、福祉車両購入事業は、要望があった中で実現した事業だと思うが、購入した車両保管場所、運行方法、実績の状況を伺いたい。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）福祉車両の購入は、様々要望がある中で、障がい者のいろいろな支援、新型コロナウイルスワクチン接種への対応の必要性、また、貸出しもできるスタイルでの購入をした。購入後は、市内の福祉事業所に周知し、貸し出してきたが、現在、申請がない状況である。今、車両は地下駐車場に止めてあり、ケースワーカーが障がい者を訪問する際に利用している。

○3番（杉本憲也君）まだ申請がないということであるが、使えることを知らないと使いたくても使えないと思うが、周知方法はこういった取組をしているのか。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）市のホームページや、市内にある障害福祉事業所を通じての周知をしている。

○3番（杉本憲也君）場合によってはメルマガ等も活用し、広く周知することが必要と思う。

市政報告書114、115ページの就労継続支援サービス費について伺う。A型、B型ともにコロナ禍で受注が減って、利用者の工賃が大幅に減額し、生活が大変苦しいと話を聞いているが、利用者の月額平均工賃は1人当たり幾らぐらいか。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）障がい者の就労支援事業所の工賃は、現在、令和2年度までしか報告がないが、コロナ前の令和元年度と令和2年度を比較すると、雇用契約をして働いているA型の工賃の月額平均は、元年度が7万9,534円、2年度が7万9,552円、最低賃金より高い雇用となるので、18円の増加。雇用契約がない事業所のB型は、令和元年が1万6,551円、令和2年度が1万5,529円で、1,022円の減である。

市内各事業所によってかなり違ってくる。アイグループは元年度1万7,526円、2年度が2万2,111円で4,585円増。一方で、やまももは1万6,187円から1万5,189円で998円減。プラウでは、1万2,588円、1万669円で1,919円の減。いずれにしても、コロナ禍の中、仕事がない状況で、市においても、仕事が増える仕組みづくりを進めている。

○3番（杉本憲也君）A型は雇用契約を結ぶので最低賃金法のくくりがあるので、B型よりは光が当たりやすい。問題はB型である。最低賃金の枠から外れて、実際に月額工賃がかなり落ちて、苦しい生活状況に陥っているかと思う。A型、B型問わず、生活困窮した方に対する市の支援、サポート体制はどういう形か。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）障がい者支援として、B型の事業所を使う場合には、計画相談員、事業所の職員、市のケースワーカーも障害サービスの決定に関わるので、日頃から関わる中で、生活困窮支援の話があれば困窮制度、本当に行き詰った場合は生活保護制度につなぐ等している。件数としてはそれほど多くない状況である。

○**3番**（杉本憲也君）件数としてそれほど多くないのであれば、取り残されてしまいがちな方々に対し、市独自で支援金や生活を下支えするサポート、今、特に物価が高騰しているので、そういった部分に光が当たる施策をしてもらい、全ての方が働きやすい、生きがいを持って生きられる市にしてもらいたい。

133ページ、児童福祉施設費で、昨年度、9月に育休退園制度が撤廃され、多くの市民から感謝の声が聞こえてくる。育休期間中は退園しなくていいが、保育短時間認定という形でフルではない。充実化にはフルにしていく必要があるという観点で、市として保育短時間認定の制度設計にしたのはなぜか。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）保育短時間認定は、従来2歳以下の子を保育園に預ける親が出産した場合には、育児休業制度により家庭保育となることから、2歳以下の子に1度退園してもらうことで、その空きを保育が必要とする子のために活用してきた。しかし、少子化の急速な進行、保育所の整備により待機児童が解消されつつあるものの、子供を産み育てやすい環境整備を目的として育休退園を廃止し、代わって、保育短時間認定として、午前8時半から午後4時半までの保育継続利用を可能とした。

保育短時間認定としたのは、保育の必要性の認定に当たり、就労以外の理由については、保育標準時間、短時間の区分を設けることを基本として自治体として判断という国の考えを踏まえ、本市においては、就労、妊娠、出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがあることの事由については標準時間認定、それ以外は保育短時間認定と区分けし、就労以外の育休については保育短時間認定とした。この決定は、公立・民間の園長にも意見を聞いた上で、育休は短時間認定にした経過がある。制度開始から1年が経過し、保護者の意見や受入れ側の意見も聞きながら、制度の運用を注視していきたい。

○**3番**（杉本憲也君）子育て支援の充実、小さい子を育てている保護者は、短時間でも上の子を見てもらえるのは大変ありがたいと思うので、標準保育時間認定に向けて、133ページを見ても、認可定員に対しての利用定員、年度末の通園人数を見ても、定員を超えている状況ではなく、待機児童も大分解消されているということなので、ほかの子と同じ形で柔軟な対応を取ってほしい。

134ページのゼロ歳児保育について、全ての公立園がやっているわけではない。負担軽減や長距離移動の事故リスクの軽減から、宇佐美に全員通わせたいが、ゼロ歳児保育がないので

下の子は玖須美保育園に行かざるを得ないという、兄弟でばらばらに通わせなければいけない不都合が生じている。できれば、ゼロ歳児は全部の園で、兄弟一緒に通える形に改善するのが望ましいと考えるが、その点についての課題と今後の方針について伺いたい。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）ゼロ歳児保育は公立1園、私立9園で実施している。課題としては、ゼロ歳児、月齢により発達の違いが多く、個々の発達へのきめ細かな対応が求められ、子供が3人いれば、その分の保育士の確保が必要である。そのような保育環境を整えて保育ニーズに対応しているが、課題としては、コロナ禍の影響、また育児休業制度の改正で取得期間が延長されたことで家庭保育を選択する保護者も多いと考えられ、ゼロ歳児保育のニーズの見込みが立てにくいことが上げられる。しかし、ゼロ歳児保育のニーズも一定あるので、コロナ禍や一層の出生数の減少を考慮しながら、適正な保育環境の整備を講じていきたい。

なお、ゼロ歳児を含めて、2人以上の子供を保育園に入園させる際には、兄弟、姉妹の同一保育園の利用希望を保護者に確認しており、可能な限り意向に沿った入所調整をするよう努めているが、仮に別々な園になる場合でも、近くの園になるように配慮していることを申し添えたい。

- 3番**（杉本憲也君）一番近いところに通えるのが一番の安全につながるのをお願いする。

決算書161ページの自動車借上料、間違っていれば指摘してもらいたいが、バスなどを借りて移動保育をする場合だと思うが、牧之原の事件も起きているが、本市として、バスを使って園児がバスの中に取り残されないようにするために、どのようなルールで運用しているのか。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）自動車借上料は、保育園が遠足に行くときのバスの借り上げ料である。園児の取り残し対策は、職員が降車の際に、人数をチェックする。全員降車後の忘れ物チェックにより車内に園児を取り残さないよう配慮する。また、遠足地から園に帰る際も、職員が現地で人数チェック、乗車後の人数チェックを行い、途中下車についてもリストによるチェック、最終降車時の忘れ物チェック等々幾つもの人数チェックを実施し、車内に園児を取り残さないよう配慮をしている。

- 3番**（杉本憲也君）そこは徹底してもらいたい。

決算書163ページで1点気になったのが、今までの市の決算書であまり見たことがないスタイルで、人件費で繰越明許費の時間外勤務手当があるが、この内容は何か。未払い賃金が生じたのか心配なので確認したいのと、市政報告書146ページ、子育て支援医療費助成事業の受診件数の助成状況であるが、これまでの新型コロナで学校、保育園含めて、生活の行動制限が受診の増減にどう影響したかの観点で確認したいので、令和2年度からの受診件数の増減について、受診科目を含めて本市としてどのように分析しているのか。

最後、市政報告書148ページ、生活保護の扶助費について、国民年金を受給している生活

保護者の方がどれぐらいいるのかを伺いたい。令和3年度実績で、仮に国民年金の給付額が大幅に上がって生活保護の水準から外れた場合、国民年金受給者全てが生活保護を受ける必要がなくなった場合、扶助費の額はどの程度、減少していくのか。以上3点伺う。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）決算書163ページ、人件費の繰越明許の要因と概要は、項目は人件費であるが、国の新型コロナウイルス感染症対策を目的とした支援策で、職員が勤務時間外に感染症対策に関する業務、例えば消毒や清掃を行った場合の時間外手当に充当するための費用、いわゆる掛かり増し経費で、国では令和3年1月に、令和2年度第3次補正予算として成立した。掛かり増し経費については、令和3年度も活用可能とされたので、本市でも補助金の主旨を踏まえ、令和3年度予算に繰り越し、保育園における感染症対策に要した時間外手当の財源として執行を可能としたので、このような予算措置になった。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）子育て支援医療費助成事業の受診件数の増減、受診科目をどのように分析しているかについて、毎月、大量のレセプトが届くので病院単位となるが、受診科目の合計は取っていない。受診病因は、ほとんどが小児科、内科と推測する。

受診件数の動向は、予算額の計上を含め、その年のやはりもあり、分析や推測が難しい部分があるが、令和2年度については令和元年度に比べ減少した。新型コロナウイルスの感染拡大による受診控えが大きな影響ではないかと分析している。令和3年度は、令和2年度に比べ、コロナに対する理解、施設の感染対策、ワクチン接種などの対策により受診が戻りつつあった。なおかつ、令和2年度には自己負担を撤廃したので、受診しやすい環境になったことも影響がある。

その中でも、少数ではあるが、コロナならではの案件として、償還払いの中に電話診療分があり、今までにあまり見たことがない。コロナの対応だったと思っている。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）生活保護世帯のうち、国民年金、企業年金を受給している方は4割程度である。仮に国民年金が大幅に上がった場合、例えば70歳の単身世帯の場合、生活扶助費が6万9,530円、住宅扶助費が上限3万7,000円、合せて10万6,530円となる。無年金の方は、この額が丸々生活保護費となる。国民年金は平均5万4,000円で、平均額をもらっている方は差引で5万2,000円ほどの生活保護費になる。

今、生活保護費の扶助費全体で約21億8,000万円、そのうち医療補助が半分となるが、医療補助も関連しているので、65歳以上の方が生活保護の最低賃金よりも多い収入となった場合には、生活扶助費の21億8,000万円の半分のさらに半分ぐらいは減ると考える。

○**委員長**（中島弘道君）10分間ほど休憩する。

午後 2時11分休憩

午後 2時18分再開

- 委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。
- 5番（佐藤龍彦君）事項別明細書139ページからであるが、下に委託料で避難行動要支援者名簿、使用料で避難行動要支援者名簿個別台帳地図複製許諾料ということで、これは避難困難者を名簿化して、地域の自主防災であったり、民生委員さんとの連携でということだと思いが、今のところ、やったことでの効果があればお願いしたい。
- 社会福祉課長（稲葉祐人君）避難行動要支援者名簿については、あらかじめ名簿に載っている方、要介護3以上であるとか、重度の障がいの方であるとか、地域の方にお知らせして、災害が発生した場合には消防の方や警察の方が直ちに行けないということで地域で助け合う仕組みづくりである。現在、伊東市においては、民生委員さん、地域包括支援センター、社会福祉協議会など、それぞれの地域にはどういう方がいらっしゃるといった名簿を配付させていただいており、自主防災会にこの名簿をお渡しさせていただきたいという話を、防災訓練の説明会のときに併せてして、幾つかの自主防災会の中から問合せがあるような状況である。さらに、これを個別避難計画といって、一人一人の避難経路、避難場所、支援者の入った避難計画を作成して、それを地域の方にあらかじめお知らせする作業を今進めている最中である。
- 5番（佐藤龍彦君）私の父も、今年度までは任期として民生委員をやっているみたいである。民生委員のほうでも、独居の高齢者であったり、1人で歩行困難な方の把握をするということで、そういった名簿づくりもされていたが、昨年度までの民生委員の欠員も含めてどういう状況だったのかということと、そういった名簿づくりに関して、市として、どういう支援をされたかをお願いしたい。結構大変であったと聞いている。
- 社会福祉課長（稲葉祐人君）欠員となっている民生委員が数名いらっしゃるが、欠員されると、その地区を誰も見る方がいないというわけではなくて、地域内で別の方が併せて見るだとか、そういう感じで民生委員活動をやっていただいている状況である。
また、名簿づくりに関しては、基本的には市のほうで把握している情報、先ほどお話しさせていただいた介護情報、障がい者の情報など、私も避難できないという方を手挙げで集めて市で名簿を作成して、それを民生委員の受持ちの地域ごとに分けてお渡しさせていただいている流れで作成、更新されている。
- 5番（佐藤龍彦君）分かった。災害時、かなり大変な思いをして避難所に行ったという話も聞いているので、ぜひそういったところの連携も含めてよろしく願います。
先ほどあった婦人保護事業で、相談件数のことは分かったが、保護した件数は分かるか。
- 社会福祉課長（稲葉祐人君）なかなかDV等によって、自宅に帰れない方がまれにいらっしゃって、そういった方の場合には警察と連携して安全な場所にとすることがあるが、昨年度は静

岡に女性の方のシェルターがあり、そちらのほうの利用をしたことが1回あった。あとは、何かあったときには関係機関で連絡を取ったりだとか、子供がいる場合には子育て支援課だとか、連携を取りながら対応している。

- **5番**（佐藤龍彦君）分かった。他市の話であったが、伊東に逃げてきたという方がいらっしゃって、伊東に住所がないもので、そういう支援ができないという話もあったが、避難してきたのが伊東市だったときに、その辺もうまく連携していただければと思った。これも意見である。

同じ報告書の109ページで生活困窮者自立支援の学習支援。続けてやっていただいて、高校進学なんかにもかなり寄与したという話で、昨年の支援者数は10名とのことであるが、これは学年がばらばらの実数でいいのかということと、支援したことで高校なりに進学できたよという話がどのぐらいあったのか。その辺の実績も教えていただきたい。

- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）令和3年度は複数名の方の支援をさせていただいている。学年の統計であるが、中学校3年生は3名、中2が4名、高1が2名、小4が1名となっている。中学校3名のうち、2名が高校に進学、1名が特別支援学校の高等部に通っている。

- **5番**（佐藤龍彦君）障がい者自立支援、先ほどの就労B型の件で、僕が何人か相談を受けている件もあるが、利用者が働く環境、コロナの関係で、コロナ以前からもそうであるが、コロナになって、さらに本人が感じるのは劣悪な環境であるという相談をいろいろ受けて、何度か窓口と一緒にいったことがあるが、そういった利用者を感じるものと事業者さんが感じる相互関係はなかなか合致することはないと思うが、その辺について、当局として、どうサポートをしているのかということと、できるだけあなめに済ませるようなことはしてほしくないが、そういった協議会的なことは年にどのぐらい持たれているのか。

- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）障がい福祉事業者と、利用者の状況が劣悪であるということがあまり表に出ないところがあるので、そういうことについては利用者の不満であるとか、話合いとか、しっかり持って運営していただくというのが重要だと考えている。一般的に県で運営基準を定めているので、職員数であるとか、そういう基準に合った運営をしないと当然指導の対象になり、県のほうで事業者は数年に一度、立入指導を行われている。また、業者が利用される中で異常であるとか、そういったことを市で聞くこともあるので、調査をしたほうがいい内容であった場合には状況を把握して、県とも相談しながら改善するようにしていく対応をしている。

また、事業者からの連絡などについてであるが、障害福祉サービス事業については、圏域と言って、事業者はそう多くないので、伊東の場合には熱海と伊東の地域で障害福祉サービスの圏域を持っており、その圏域の中で様々なサービスの種類ごとの部会みたいなものを設けて、県や市の職員も入って、どういう方向性でサービスを充実させるとか、医療実態の共有を図っ

ている。なかなか障がい者側から言いにくい部分もあるかと思うので、連絡いただければ内容については調べて、そういうものがあれば改善につなげていきたい。

○5番（佐藤龍彦君）分かった。ぜひ願います。

報告書130ページ、家庭児童相談事業で、多分、議場でも質疑があったと思うが、相談件数自体は少し減っているとのことであったが、虐待相談件数の相談内容の度合いがどのくらいだったのかということと、それに対してどういう保護体制を取れたかをお願いしたい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）相談内容としては、市政報告書の(1)番に相談内容という表がある。養護であるとか、保健であるとか、障害であるという区分もあるが、これは国の報告の基準に基づいて区分しているが、養護の中に相談件数が多く含まれている。下の虐待件数については、本会議の大綱質疑でもあったが、その中でも明らかに虐待があったとか、大きな虐待が疑われる可能性が高いという案件で、児相なんかに通報であるとか相談するようなケースを上げている状況になっている。

この内容については件数も多くなっているが、要因としては、やはりコロナの影響は少なからずあるのかなと感じている部分と、相談件数の中に幼稚園、保育園、学校等関係機関が、顔に傷があるとか、腕にあざがあるとか、見た目で虐待が疑われるような、何か変なことがあったという場合であるとか、あとは洋服が前日と同じであるとか、不衛生であるというような、例えばネグレクトが疑われるような報告、そのようなものが比較的多かったと聞いている。

多かった要因としては、私ども早期発見早期対応と心がけているので、もともと、もちろん連携協力していたが、さらなる学校と関係機関との連携を強く図るために、ささいなことでも、疑いの段階でも市に報告や連絡をしてほしいという情報共有をしてもらえるように、信頼関係を結びながら、関係機関からも相談しやすい窓口に努めてきたというのが相談件数が多くなった一因であると感じている。

○5番（佐藤龍彦君）巣籠もりで、ふだん日中にいない親と一緒に過ごしたりということで、今までの潜在的なものが浮き彫りになった部分もあったのかと思うが、特に早期発見が一番重要である。全国的にも悲惨なニュースが流れてくると心を痛めるので、それが我がまちになかったのでいいという話ではなくて、我が事として考えていくのが重要なのかなと感じる。願います。

報告書では142ページ、認定こども園である。議場では、市長もできる限り認定こども園にしていきたいようなことは言っていたが、今、川奈愛育クラブが私立では市内で初めての認定こども園ということで運営を始めた。実際、昨年度の運営の中で、運営に関して、市に対して、こういうサポートが欲しいとか、自分たちはこうやっているが、保護者と利用面でうまくマッチングがされなかったといった相談事はあったのか。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）認定こども園の愛育クラブから園運営に関するご相談は特になかったが、課題としているのは、幼稚部の人数の相談があり、それをどのようにやっていったらよいかということで、今年5月か6月か、ちょっとあれであるが、デュオでICTを使った園であるということのお披露目会みたいなものをして、今後もまた、そういうことをやりながら園の認知度を高めていこうとおっしゃっていたので、認知度を高め、人数を増やしていくということが課題として伺っている。
- 5番**（佐藤龍彦君）認定こども園という、要するに幼稚園と保育園という両方を兼ね備えた部分で、幼稚園の教諭と保育園の保育士とで考え方の違いがあって、その中で併せて運営していかなければいけないという大変さがあるのかなというところで、そういった意味合いでも、市に対して何か支援を求めてくることがあったのかなと思って確認させてもらった。それは多分、実験台ではないが、今後、伊東市が認定こども園を進めていく上ではかなり参考になるころがあると思うので、そういった中で、この143ページの保育士・幼稚園教諭等処遇改善、これは国が進めた中で認定こども園でも適用していったということでもいいのかどうか。その辺、確認させてほしい。
- 幼児教育課長**（山下匡弘君）ここにある保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業については、認定こども園の職員の収入を3%引き上げるという措置であり、これについては、ほかの私立保育園の先生や私立幼稚園の先生も同じように適用されており、当初は今年10月までというお話もあったが、その後についても継続されることが決まっており、明日あたり、県の説明会も開かれるというところでは、この事業についても、しばらくの間は継続されているということが確認されている。
- 5番**（佐藤龍彦君）報告書の148ページ、生活保護費扶助費であるが、前年度と比べてマイナスになっている生活扶助費、住宅扶助費、介護扶助費と、高齢化が進んで亡くなられた方もいらっしゃるという説明もあったが、実際に前年度と比べてマイナスになった要因をもう少し詳しくお願いしたい。
- 社会福祉課長**（稲葉祐人君）昨年度の数字は21億8,000万円で、対前年度比9,560万円ほどが減額、4.2%減となっている。その要因であるが、世帯数は若干増えたが、世帯人員が16名減ったということで、食費であるとか光熱費に当たる生活扶助費が減った。これは2,265万円減となっている。あと高齢者世帯が多かったが、若干減ったということ。また、病気の方の傷病世帯が減った。恐らく高額な医療も減ったのであろうと思う。医療扶助が6,558万円減ったことが大きな理由である。
- 5番**（佐藤龍彦君）特に医療扶助が大きく減っているということは、それまで高齢で医療に関わっていた方々が年齢とともに亡くなられたことが大きな要因というデータの判断でいいのか

どうか、最後をお願いします。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）医療扶助は市では詳細が分からなくて、ここで請求されたものを支払うとなるが、世帯状況などからそう判断している。

○**委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費のうち、第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は170ページからである。発言を許す。

○**3番**（杉本憲也君）市政報告書151ページ以降になるが、母子保健事業と地域少子化対策強化事業が記載されているかと思う。私、個人的には本市の子育て支援の取組はかなり充実しているのではないかと評価しているが、ただ、周知という面で昨年度も課題があったのではないかと感じている。伊東市として、昨年度の子育て支援策の充実度合いについて、どのように分析され、また周知の工夫状況であるとか、実施した中で出てきた課題などについて伺いたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）母子保健事業、地域少子化対策強化事業の子育て支援策の充実度合いについてであるが、私どもとしては、産後ケア事業であるとか産前産後サポート事業という国の補助金があるので、その辺を十分に活用して、これ以上、県内の他市町と比較しても引けを取らないというか、支援策としてはかなり充実しているのではないかと考えている。また、各事業の見直しを毎年行っており、基本的な事業は残しつつ、一部の事業については制度設計を変更して行うことであるとか、本年度、転入者のための子育て支援事業を新たに実施しているが、時々ニーズであるとか、現状を把握した中で積極的に新規事業や制度設計の変更を行った中で事業の見直しを行いながら実施していると思っている。

今、委員からご指摘があったように、周知については、私どももその辺は足りない部分が大きいかんと思っています。現状としては、各事業については市のホームページ、子育てアプリ、広報紙などで周知を図っているが、まだ全ての事業が必ずしも掲載されているわけではないというところもある。その理由としては、対象となる妊産婦の方に、妊娠のときには必ず対象者ご本人に案内しているという点と、あとは出産後、必ず乳児全戸訪問をやっているのですぐに子供さんと顔を合わせる機会があるので、その際にも各種事業が行われていることもあるので掲載しない部分もあつたりするが、その部分については、もちろん対象者にお知らせするだけではなくて、市民の方にとっても、それを見たことによって、伊東市の子育て支援が充実していることも認識できると思うし、あとは、例えば従来の考えが、ホームページを見た中で伊東市の子育て支援について、伊東市はこんなことをやっているんだということも確認ができると思うので、積極的にホームページ等、いろんな人の目につくようなところについては周知を図ってま

いりたいと考えている。

さらに、今年度、企画課でやっている移住の相談会も今年7月にある予定で、それに参加させていただく予定でいたが、コロナの感染拡大で人数が制限されたということで参加できなかった。ぜひ子育て世代が伊東市に移住してきていただけるように、そういう対外的な部分についても宣伝していきたいと考えている。

- **3番**（杉本憲也君）やっていることはすばらしくても、周知がないとやってないとみなされてしまうのでお願いしたい。

その中で、いで湯型デイサービス事業についてであるが、これは伊東のアイデアだなと私は思うが、本市として、このいで湯型デイサービス事業の効果について、どのように評価をされているのか。

ホームページ等を見ても、先ほど来言っている、周知という面でもなかなか詳細が分からない事業になってしまっている。また、利用可能な時期が決まっているが、現在、3つの宿泊施設で実施されているそうであるが、時期によっては、宿泊施設が3種類、どれかが選べるという形ではなくて、連続で何回かやっていると、どこかにしか、そういうこともあり得てしまうという声も伺っているので、そのあたりの改善に向けた取組も含めてお願いしたい。

- **子育て支援課長**（石井弘樹君）いで湯型デイサービス事業については、これも委員ご指摘のとおり、ホームページやアプリに掲載していないという状況である。先ほど申し上げたとおり、対象となる産婦に対して直接案内を行っているというところと、あとは利用可能な子供さんの月齢をある程度制限させていただいているというところで、対象外の申込み等のトラブルの回避のために掲載していないという状況であるが、委員おっしゃるとおり、これは伊東ならではの宿泊施設を活用した事業であると思うので、その辺は掲載に向けて進めていきたいと考えている。

また、この事業の評価については、コロナ前は毎回抽せんになるほど妊婦さんにとっては人気の事業で、今、コロナで思うような開催ができていないが、大分生活が戻りつつあるので、その辺、また周知を図って、さらなる事業の体系をそのようにつなげていきたいと思っている。

この事業については、当初、直営で実施していたが、現在は旅館組合に委託して行っている。その理由としては、直営でやっていたときは特定の宿泊施設だけだったが、市内に数ある宿泊施設なので、もうちょっと広げていきたいというところで、旅館組合に音頭を取っていただいて3施設に増えた。あとは宿泊業、観光業の方にこのような事業を担っていただくことによって、難しいかもしれないが、例えば観光客に対してもこのようなサービスが使えるのではないかという思いもあって委託した。そのようなところでやっている事業なので、さらに周知に努めていきたいと思う。

あと、子供の月齢が6か月としている要因であるが、6か月ぐらいなら、まだ赤ちゃんも横になってあまり動かない。託児をしているので、動き出すと託児の人員も子供1人につき何人という人員確保が必要になる。なるべく人員を少なくすることができるので、あまり動かない月齢の赤ちゃんをサービスの対象としてやっている。

また、回数について、宿泊施設3施設で年8回やっている。8回を3施設で分散しているが、例えば、1回当たり3施設どこでも受け入れて、申込みによってという手法がサービスにとって一番使い勝手がよく、理想といえば理想であるが、誰でも来られることによって予算的なことももしかしたら3倍かかるかもしれないとか、施設が分散することによって託児などの人手がかかるので、その辺が課題だと思う。人気の事業なので、回数も増やしたいというところで、うちのほうも検討しながら要望していきたいと考えている。

- **5番**（佐藤龍彦君）報告書の153ページ、地域少子化対策強化事業の中の産後ケア事業で、ショートステイ・デイサービス事業が、昨年度、延べ31人ということであるが、このサービスを開始した当初は、周知だけではなくて利用のほうもなかなかうまくできなかったのは不便さがあったということである。それが少し人数が伸びているが、どの辺を工夫してこういう利用人数にできたのか、工夫内容が分かれば教えてほしい。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）先ほど説明したのは、その下のいで湯型デイサービスである。産後ケア事業のショートステイ・デイサービス事業は、基本的には出産した病院で、そのまま育児支援とか、手技を取得するために、助産師の指導を受けながら、継続してやる事業になる。コロナ前は令和元年度でショートステイだけでも79件あったので、31人というのは逆にかなり減っている。その理由としては、医療機関で指導を受けるので、コロナの感染拡大で利用者が少なくなっているのと、病院側でもなかなか受入れができなかったということで減少している。
- **5番**（佐藤龍彦君）このサービスを開始した当初の話をしたが、それに比べたら昨年度は79件と結構利用されたのは、どういったサービスが受けられるかということが認知されたのだろうと思う。その辺は医療機関との連携ということであるが、実際にどの医療機関が中心になったのかということと、市民病院での昨年度の出生数が分かればお願いしたい。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）産後ケア事業のショートステイ・デイサービス事業については、対象の医院が伊東市内では市民病院と上山レディースクリニックになっている。市民病院が年度途中から分娩ができなくなっている中で、受入れが少なくなったことも一つの要因と思う。
- **健康推進課長**（大川貴生君）市民病院の令和3年度の分娩件数は20名である。そのうち市内の方が15名で、市外の方が5名である。
- **5番**（佐藤龍彦君）分かった。切れ目ないサービスが重要になってくる中で、特に産後は育児

ノイローゼと言われる時期に入りやすい。パートナーとの連携がうまく取れなくて、いらいらが募ることもあるので、こういったサービスがあることが産み育てやすい地域になっていくと思った。

○1番（鈴木絢子君）1点だけお願いします。153ページと154ページにまたいでいる予防費の予防接種の実数とか委託料を見ると、予防接種が見込みより少ないことが分かるが、これは受診控えによる影響なのか。年齢によって受けなくてはいけない接種など決まっていると思うが、接種していないことの影響はないのか。

○健康推進課長（大川貴生君）令和3年度は、子宮頸がんワクチン、インフルエンザの予防接種が見込みを上回ったが、その他の予防接種の接種者数は見込みを下回った。特に、お子様の接種は接種時期が限られているので、皆さん母子手帳等で確認しながら、市のほうにも問合せ等をいただいたときには定期接種の期間をお伝えしながら案内しているが、少子化ということで多少児童の数が減っていることが減少している一つの要因であろうかと思う。あと、接種が定期接種内に行われているかどうかというところは、今、マイナンバーのポータルサイト等で接種記録が見られるようになっている。母子手帳での管理が原則であるが、マイナポータルでも確認できるとか、そういったところでもお知らせをさせていただきながら、お母さんに確認をしてもらって、接種機会の際にはお問い合わせいただくというようなやり方で周知をしていきたいと考えている。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は254ページからである。発言を許す。

○1番（鈴木絢子君）決算書の257ページからお願いします。議場で教育費の説明をいただいたときに、コロナの影響で就学支援が増えているという説明があったかと思うが、何人ぐらいの増加で、どのような支援なのか。

次に、257ページ、教育支援事業について伺う。市政報告書245ページと照らし合わせて見させていただくと、支援員とか図書館司書に関して増員を望む声をよく聞くが、減額決算になっていると思うが、この人数で足りているのか、配置人数は十分と考えているかどうか伺いたい。

○教育指導課長（関野耕一君）就学支援について、教育指導課でやっているのは、杉の子とか、支援学校等の審査をするということになる。就学援助となると金額的なことになるが、教育指導課のほうの就学支援については、コロナ禍で特に増加していることはない。令和3年度につ

いてお知らせすると、支援学校の審査数が8名、支援学級の審査が162名、杉の子が88名、中学校の通級が25名、合計で283名、ことばの教室については51名ということで、その中には幼児も入っている。その中で、実際に就学先に決まり、審査された場所に行った数としては、支援学校が5名、支援学級が94名、杉の子が57名、中学通級が23名、合計179名で、ことばの教室が幼児を含めて47名となっている。

また、2点目の質疑の司書とか支援員等については、各学校からの要望は非常に多い。令和2年度は4時間勤務、7時間勤務の者がいたが、令和3年度は、支援員については4時間勤務の者だけにして増員をしているので、今その経過を見ている最中であるが、学校のほうからは、もっと長い時間勤めてもらいたいという声と、一方で、1人だと1学校に7時間勤務で1人であるが、4時間だと2人雇えて、いろいろな組合せができて、そういう面からいくと使い勝手がいいという意見もいただいているので、今それについては精査をしているところである。

○1番（鈴木絢子君）続いて、259ページ、6のいじめ・不登校対策事業について、昨年、誰かの一般質問で、いじめが増加しているというお話があった。また、本市は不登校児童が多いと聞くが、減額決算ということで、対応は十分だったのか。

○教育指導課長（関野耕一君）いじめの認知件数については、ささいなことでも上げているので、かなりの数になっている。不登校児童についても、このところは若干数が増えている。それに対応するものとして、社会福祉士とか学校心理士を呼んで一人一人の分析等をしていただいているおかげで、様々な事案に対して適切な対応ができていると考えているが、これで十分かという、全部を網羅している状況ではないので、今後さらに効果的な活用を考えていかなければいけないと考えている。

○1番（鈴木絢子君）市政報告書251ページ、小学校費の学校管理費、次の中学校費の学校管理費などでも同じことをお伝えしたいが、令和3年度の県費負担教職員の数が大幅に減員されている。それに比例して市費負担職員も減っているという現状があって、今後の見通しと課題などあったら小学校と中学校についてお伺いしたい。

○教育指導課長（関野耕一君）県費負担教職員については、標準法があり、学級数等によって配置される先生方の数が決まっているので、そこは県とか国のほうに要望していかなければいけないところである。学校の実情をお話しすれば、人は多いほうがいいので、当然増えたほうがいいが、なかなかそこは市の一存では決められないところになる。

それから、この市費負担職員については、事務職員、用務員等になるので、適宜、学校の大きさ等に応じて配置しているところである。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）市費の関係については私のほうから説明させていただく。人数が減っているという質疑だったと思うが、ここに載せてある市費

の職員については、1回退職した再任用の方が、令和3年度、再任用の任期が切れたときには、会計年度という形で雇用しているので、人数的には令和2年度と比較して減っているが、実際に配置する職員については、小・中学校は逆に増えたり、同等という形になっている。

- 1番（鈴木絢子君）続いて、市政報告書257ページ、同じような質疑で、今度は幼稚園について、256ページが職員の数であるが、配置されている人数が池幼稚園だと2人で、人的にとっても少ないと感じるが、目は行き届くのかというのが1点。

今後、認定こども園に移行ということ考えたときに、こんなに少ない人材で研修に行き合ったり、そういったことが可能なかどうか、今後に向けた課題とか取組などがあれば教えてほしい。

- 幼児教育課長（山下匡弘君）幼稚園の先生の人数についての質疑であるが、幼稚園も小・中学校と同様に、1クラスに対して何人という形で配置されている。幼稚園に関しては、普通のクラスに加えて、預かりもしているので、預かりにもう1人先生がいて、その預かりの先生が午前中は3・4・5歳児のフォローに入り、午後は預かり専門でやるという体制を取っている。お子さんの数も1クラス少ないというのものもあるし、通常保育のときに預かりの先生が入ったり、今、預かりは2人の先生が必要で、会計年度職員として入っている先生が見たりしているので、目が届かないというのはなかろうと考えている。

また、認定こども園を目指した中で、少ない人材でということであるが、認定こども園にする場合には、幼稚園だけでなく保育園からも保育士を入れて、合わせて必要な数を配置する。それも人数が決まっているので、その中で配置をしていく。不足する部分については会計年度任用職員等を使いながら園の運営をしていくような形になろうかと思う。

- 6番（田久保眞紀君）事項別明細書259ページ、ICT活用教育推進事業について、令和3年度、支援員1人を配置したということで、この支援員は具体的にどういったことを支援したのか、もう少し詳しく教えていただきたい。

- 教育指導課長（関野耕一君）支援員は、学校にある1人1台端末の操作とか電子黒板の操作について、得意な教員と不慣れな教員がいるので、不慣れな教員の技術指導とか、タブレット内に子供のいろいろなデータが入っているので、それをフォルダに整理したり、学校内のパソコンにおいても資料が散見しているところを分かりやすくフォルダをつくってまとめたり、そういったことをやっていたらいい。

- 6番（田久保眞紀君）そうすると、主に操作を教員の方に指導するという役目になるのか。システムの話とか、この前、IDの話が出たが、そういったことは支援員の業務の中には含まれていないということですか。

- 教育指導課長（関野耕一君）1人1台端末については、子供の設定というか、アカウントにつ

いては、中身によっては支援員の力を借りているところがあるが、基本的には先ほどお話ししたような業務内容となっている。

○3番（杉本憲也君）決算書261ページ、これ以降、飼料費が中学校とか幼稚園もあるかと思うが、餌代について、令和3年度末において、どこでどのような生き物が飼われていて、誰がどのような管理をしているのかということと、学校での生き物の飼育に係る本市の方針や考え方はどうなっているか聞かせてほしい。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）私から決算における飼料費について説明させていただく。今回の小学校費の飼料費については、宇佐美小学校で飼育しているメダカと亀の餌代として決算をしている。

○教育指導課長（関野耕一君）それ以外の学校については、全て把握しているわけではないが、聞いたところによると、主にはメダカとかヤゴ、亀、金魚等を飼育している学校がある。どこも理科とか生活の授業の一環として飼育されている。また、学校教育活動の中で、道徳等を通じて命の尊さを感じ取ったりするために飼育していると聞いている。市教委の方針としては、衛生面での注意喚起をした上で、子供たちが命の大切さを感じ取る中で、最後まで責任を持って世話をするという指導をしている。

○3番（杉本憲也君）分かった。では、昔のように鶏とかウサギとかということはないのか。

○教育指導課長（関野耕一君）小・中学校においては、そういったものを今飼育しているとは聞いていない。

○3番（杉本憲也君）続いて、市政報告書244ページ、決算大綱質疑でも壇上で議論があった不登校児対策に関して、改めて、不登校児に該当するための要件はどうなっているのか。

○教育指導課長（関野耕一君）不登校児の認定については、伊東市は、文科省から来る報告等も含めて、現在、年間30日以上欠席者を不登校とカウントしている。また、準不登校として、欠席日数と遅刻、早退の日数の合計を2で割った日数、それを2つ足した数が15日以上児童・生徒が準不登校となっている。7月末現在、小学校では32名、中学校では59名が不登校となっている。準不登校については、小学校では14名、中学校では19名となっている。

○3番（杉本憲也君）文科省のルールに従うということであるが、かつては20日間ルールがあったかと思う。20日連続で来られなかったら不登校になるので、その間に1回でも登校すると不登校にはカウントしないという考え方があったように聞いているが、現在はそういった運用はしていないということでもいいか。また、この定義に当てはまらないが、毎日教室に通えていない児童・生徒はどの程度いると把握しているか。

○教育指導課長（関野耕一君）今お話のあったルールでの不登校という認定はされていないが、学校に来ていない子は、こちらのほうで把握しており、その子供たちは全部不登校の中に含まれ

ているので、そういった子供はいないという認識である。

20日間ルールについては、今そういった調査はしていないので、30日と準不登校だけで対応している状況である。

○3番（杉本憲也君）30日以上欠席について、連続ではなくて、飛び飛びでも年間30日休むと不登校になってしまうということか。

○教育指導課長（関野耕一君）今おっしゃるとおりになっている。その中で、病気欠席等がはっきりした場合には不登校カウントしていないので、それ以外のものは全てここでカウントしているような状況である。

○3番（杉本憲也君）30日に満たない子も現在進行形でいるということなので、この数以上にそういった子がいる可能性もゼロではないということである。

そういった意味でもサポートするということで、245ページ、教育支援事業で、先ほど4時間勤務が主流ということであったが、勤務体系としてもう一つ気になるのは給与額である。教育支援事業における支援員の給与額は月額どれぐらいになっているのか。というのは、扶養の関係もあって、働きたいが、働けないという方がいらっしゃるのではないかと考えられるので、給与額をお伺いしたい。

○教育指導課長（関野耕一君）支援員については、現在、多人数支援、低学年支援、特別支援、通級等、何種類かある。その中で、令和3年度については、4時間勤務の者、7時間勤務の者がそれぞれおり、全て市のパートタイム会計年度職員なので、本市の給料表を活用しているところである。毎日勤務日数とか勤務時間が違うので、正確な額はお伝えできないが、4時間の日給だと4,000円程度、月給で7時間勤務の者については17万円程度の支給となっている。

○委員長（中島弘道君）10分間ほど休憩する。

午後 3時20分休憩

午後 3時29分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○3番（杉本憲也君）市政報告書249ページ、ICT活用教育推進事業について、令和3年度末にどんな状況であったか教えてもらいたい。本会議場での質疑では、オンライン授業が進まない理由として、先生の負担過多で手が回らないということであるが、先生にオンラインをやってもらいたいとお願いするのではなく、オンライン事業の仕組み構築を外部に発注する選択肢もあったと思うが、教育委員会で外注に向けた議論はあったのか。

○教育指導課長（関野耕一君）オンライン授業については、答弁したとおり、教員の負担が大き

いこともあるが、全ての保護者から承諾をもらっていないことや、通信環境の整備もある。あわせて、ICT支援員のことは、昨年度、指導課内で検討しているが、外注に関しては財政的な負担が大きく、人材が不足していることもあり断念した。現在1人で回っているICT支援員については、今後、より有効な方法や、人員、外注等々含めて検討していく必要があると考える。

○3番（杉本憲也君）ICTの活用に関しては、先生方の負担をどう軽減した中で進めるかという中で外注を検討したということであるが、イベントをやるときにはPAや、撮影は専門家に任せたりするので、そういった部分を含めて早急に検討してもらいたい。

○5番（佐藤龍彦君）報告書243、244ページ、就学援助は、昨年コロナがあった中で、家計が逼迫した家庭が増えたと思うが、増減はどのようになっているのか。この表を見ると、医療費は横線であるが、18歳年齢までの医療費無償化したのでこの項目は掲載されないということでもいいのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）就学援助について、コロナの状況によって増減は変わっていない。認定率では、令和2年度13.0%。令和3年度は13.1%で、若干率は伸びているが、ここ2年は13%台であるため、コロナの影響はあまり受けていない。

医療費は、令和2年度、学校健診の際、虫歯、中耳炎、とびひ、白せん、疥せんといった10疾病が診断されたときに、医療券を発行し、医療機関へ行って治療するという制度を行っていたが、子ども医療費が無償化となったので、そちらの医療費を使うよう案内した結果、令和3年度についてはない。これからも、ここの医療費はないと考える。

○教育委員会事務局教育部長（岸弘美君）本会議の答弁に補足すると、就学援助費自体は、令和2年度と比べ増額になった理由を説明した。その意味は、令和2年度に行った新型コロナウイルス感染症対策のため、1学期の給食費を無償化したことにより、本来であればこちらの援助費で給食費を援助するものを、賄い材料費のほうで全ての児童・生徒の分を負担したため、令和2年度はこちらに計上されていない。組み立てとして、給食費のところは、コロナ感染症対策の施策により、2年度と3年度の差が出たことを説明した。

○5番（佐藤龍彦君）経済的に大変な家庭の子供たちを、どう学校に通わせるかの大きな援助だと思う。実際、家計逼迫を申請した家庭も、この就学援助が利用できているのか当局では把握しているか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）家庭逼迫の状況がどの程度逼迫しているかはなかなか数値として出てこないが、前年度と今年度の所得で、去年の所得は一定あるが、今年はこの形でないということであれば、そこは考慮して就学援助を認定する考え

で行っている。

○5番（佐藤龍彦君）理解した。

報告書249ページ、いじめ・不登校対策として、ソーシャルスキルトレーニング、ケース会議で、相談件数とあわせてのケース会議が行われたと思うが、ソーシャルスキルトレーニングに児童・生徒はどのくらい参加されたのか、保護者も含めてやるものなのか、詳しく教えてほしい。

○教育指導課長（関野耕一君）ケース会議は、学校職員、福祉関係、関係機関の方で行い、児童・生徒が参加することはない。ソーシャルスキルトレーニングは、いろいろなケースがあるが、高学年や生徒であれば本人、低学年であれば保護者が同伴することもあるが、実質、トレーニングする場には保護者はいないことが多い。

○5番（佐藤龍彦君）報告書の245ページ、適応指導教室に通っている生徒・児童と対策事業では、何か連携することがあるのか。適応指導教室に行けている子は、徐々に学校に戻れるようなトレーニングをするのか。その辺の違いはどうなっているのか。

○教育指導課長（関野耕一君）適応指導教室は、基本的に不登校児童・生徒が行く場で、ソーシャルスキルトレーニングは特別の支援を要する発達障がい等に関する子供たちになる。中にはなぎさにそういう子もいるので、関連しているところもあるが、全てがここと連携しているわけではない。その数はこちらで把握はしていない。状況はそんなところである。

○5番（佐藤龍彦君）不登校になる要因は、本人の行きたくないというところもあるが、外的にはいじめもあると思うので、いろいろな形で受け取ってもらいたい。

249ページ、ICT活用教育推進事業、先ほど来出ていたが、ICTを活用した授業は科目によって特化されているのか、全教科で活用されているのか。

○教育指導課長（関野耕一君）ICTについては全教科で行っている。学校、担任により使う教科は様々である。教科以外にも、帰りの会や読み聞かせで活用するケースもある。教育活動全般で使用している。特化した教科はプログラミング教育があるが、中学では技術で行ったり、小学校では算数等、教科書の中にプログラミングが入っている教科があるので、そこでは必ずICT機器を使うことになっている。

○5番（佐藤龍彦君）保護者から、タブレットに集中し過ぎて親の話を聞かない、勉強しているんだろうが会話が減ったと感じる話を聞くので、全教科でやることの大切さもあると思うが、タブレットだけに頼らず、人と人とのコミュニケーションをどうはかるのか、昨年度こういうことをやってみたというのがあれば教えてほしい。

○教育指導課長（関野耕一君）全教科といっても、どの時間でも必ずタブレットを使うわけではなく、使って効果的な場面と、使うことで人とのつながりがなくなる場面がある。具体的には、

今まで一人一人が意見を持っていても一斉に発言することができないので、全部の作品や意見を聞くためには時間が必要だったが、タブレットを見ることで全員の意見が集約できるよさもある。各学校で、そういったよさと課題を持ち出しながら、最適な方法を今研究している。

○3番（杉本憲也君）社会教育関係に行く前に、1点聞き漏れがあった。市政報告書256ページ、人件費の幼稚園教諭のところ、令和3年度末で認定こども園を見据えた中で、保育教諭の資格取得は全員済んでいるのか。

○幼児教育課長（山下匡弘君）全員は済んでいない。失効している方や、若い人は両方持っているので大丈夫という人もいる。全員いきなり認定こども園に行くわけではないので、これから何年か先に認定こども園が開設され、そこに間に合うように、必要な人に対しては保育教諭の資格を取得してもらうことがあると思う。

○3番（杉本憲也君）まだ取得していない方がいるということであるが、幼稚園教諭で足りないのは保育士の資格だと思うが、令和3年度、それを取るための支援制度は何かあったのか。

○幼児教育課長（山下匡弘君）保育教諭を取得するための制度、支援は行っていない。

○3番（杉本憲也君）そこは課題として次年度以降行ってもらいたい。

社会教育に移る。264ページ、図書館費について何う。新図書館建設を踏まえた中で、それまで何をどうしていったかが大事だと思う。新図書館では冊数を増やす方針があったと思うが、令和3年度決算資料を見ると、蔵書冊数が令和2年に比べて2,848冊減っているが、この理由は何か。また、本市の選書基準と、なぜ捨てることになったのか。

1日の平均貸出冊数が増加しているが、令和3年度に工夫した取組があれば教えてほしい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）蔵書数の減少は、本を購入したら除籍しないと今の図書館では収蔵し切れないが、その作業が進んでいなかった。新図書館を見据える中で、新図書館に持っていけない本を積極的に選出し除籍した結果、2,848冊減少した。その際の選書基準としては、データ上は残っているが本がどこに行ったか3年間分からないもの、著しく破損・汚損しているもの、時代の流れにそぐわない内容のもの、利用履歴が全くなく将来的に利用見込みがないもの、市史編纂等管理移管されたものが除籍の基準となっている。これらについては司書が判断する。

貸出冊数が増えている理由として、常に気持ちよく利用してもらえるように展示の方法等を工夫しているが、特集コーナーで、今回、会計年度任用職員も含め工夫した展示をした結果、利用が増えた。もう一つ、今、団体貸出しに力を入れている。その中の一つとして、新たにお楽しみ袋定期便を始めた。伊東図書館に来られない小さい子を抱えている方に、幼稚園、保育園に図書館からアンケートを出し、こういったものが読みたいという希望があった場合、司書が本を3冊程度選び、袋に入れて届けるという企画を新たに始めたが、人気があって抽せんに

なっている。司書が本を選び、それをまた館内に返却してもらうもので、142人の参加者があった。この辺が増えた理由と思われる。

- 3番（杉本憲也君）非常にいい取組だと思う。今答弁を聞いていても、司書がキーワードになっている。司書をどう確保するかということになる。

1点気になったのは、除籍した本の中で、3年間所在不明のものがあるということであるが、実際、令和3年度末で、記録上は残っているが、なくなってしまった本の程度は把握しているか。

- 生涯学習課長（杉山宏生君）今、データを持っていない。

- 3番（杉本憲也君）市民の大事な共有財産だと思うので、盗難対策は気にするべきだと思うので、後ほどお願いしたい。

司書が大切ということであるが、決算書279ページ、図書館の人件費があつて、会計年度任用職員報酬が司書のことだと予測できるが、令和3年度末において、司書の処遇、給与、パートタイム、フルタイムを含めた勤務形態について聞きたい。

司書の重要性について市の見解を伺うとともに、司書の処遇改善が非常に重要になると思うが、人事部署への現場からの働きかけも含め、令和3年度中に処遇改善に向けて取り組んだことがあれば教えてほしい。

- 生涯学習課長（杉山宏生君）図書館費の中で、人件費と会計年度の話があるが、司書については正職員4人のうち3人が司書資格を持ち、もう1人は主事である。会計年度任用職員に主事資格を持っている方はいない。すみ分けは、司書が主に選書やレファレンス、本の問合せがあったときの紹介、展示、移動図書館の運営自体を職員が担っている。会計年度任用職員は、本の取扱い、汚れていたものをきれいにする、破損しているものを直す、窓口に出てもらい一般客の相手をする、移動図書館車に乗って20か所のステーションを回ってもらう形である。

職員は司書の特別な扱いはなく、手当等も払っていない。一般職員と同様に、5年を目安に図書館司書資格を持っている者が配属され、何年かすると異動というサイクルになっている。

勤務形態は、9時半から18時までが開館時間であり、一般職員も、会計年度任用職員も、準備時間を含め9時から17時45分までが早番、9時半から18時15分までが遅番の2つのシフト体制で勤務している。処遇改善については、2年度から会計年度任用職員が採用されたことで、それまでは図書整理員として昼間の6時間ぐらいをパートの方をお願いしていたが、パートタイムではあるが、比較的フルタイム職員に近い勤務体制で増員を図り、職員の負担軽減がされているかは不明であるが、なるべく待遇改善を図っている。

- 3番（杉本憲也君）司書を含め、図書館スタッフの充実化が肝になると思うので、人事部署とも連携を取りながら、柔軟な対応を図ってほしい。

市政報告書268ページ、文化財保護費があるが、令和2年度で市史編纂事業が終了した。それを踏まえ、文化財保護費でその事業を引き継いでいく話が前の決算であったと思うが、その中で、古文書や古い写真等、郷土資料のデジタル化が掲げられたと思うが、令和3年度の進捗状況を教えてほしい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）市史関係に関するデジタル化であるが、令和3年度、加藤家文書の写真が330、岩本様の所蔵写真が20、影山様の写真関係のデジタル化が60。そのほか、市史講演会で行った講演者、「鎌倉殿の13人」の脚本・時代考証をしている坂井孝一氏の文字お越しを20枚、ほかに高橋典幸先生の文字お越しとして、影山家所蔵の文書の翻刻を行っている。昨年、寄贈が非常に多く、その対応をしていたので、デジタル化自体は2年度に比べるとやや少ない。

○3番（杉本憲也君）切れ目なくやっていかないと、1回切れるとつながらないので、引き続きお願いします。

もう1点、文化財保護の観点から、決算書283ページ、謝礼が掲載されている。文化財保護監視員の謝礼と思うが、職務内容は具体的にどのような形か。

○生涯学習課長（杉山宏生君）謝礼については、文化財保護監視員活動謝礼のほか、魚見小屋を県の文化財保護監視員の方に見ていただいた謝礼、赤沢の血塚の清掃謝礼を年額で5万円支出している。また、一碧湖のチョウジソウの調査の謝礼。それらを含めた金額が掲載されている。

文化財保護監視員について、活動したものに対して年に2回分謝礼を払う形である。要綱として、指定文化財の中で、こちらで指定したものを年間2回程度パトロールして、報告をもらうことになっている。

○3番（杉本憲也君）職務内容として指定の文化財に限って活動する形になるが、指定文化財はもちろん、将来指定文化財になり得るような、まだ指定されていない文化財も市内には多くある。それをどう保全していくかも市の課題だと思う。令和3年度中、文化財を保全するための取組や工夫は、決算上、どのような形でされているのか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）指定文化財以外の取組について、先ほどの文化財保護監視員が、会計年度任用職員制が入る前は地方公務員の特別職の扱いであったので、お願いします部分があったが、今の状態では指定文化財以外のものは頼めない。文化財保護監視員を含め、文化財に造詣のある方が事務局に連絡いただいたり、職員が別用で市内を巡回している間に異常を見つけることもあるので、文化財保護審議会の委員からも新たな指定文化財について調べをしていただきたいという話をもらっているので、その辺について職員で可能な限り保護や指定に向けての取組をしていく。

○3番（杉本憲也君）今は各市民の協力もいただきながら守っていくということであるが、課題

として、会計年度任用職員でなくなったところで、指定文化財に限ってしか文化財保護監視員はお願いできなくなったのは大きな課題だと思うので、職務の内容を全体の文化財を保護するという観点から見直しをしていただく必要があることは申し添えるので、検討をお願いしたい。

決算書 283 ページに全国史跡整備市町村協議会負担金が計上されているが、この組織の活動内容や本市の加入の狙い、また、本市の組織への関わり方について伺いたい。

また、285 ページ、賞賜金が計上されているが、令和3年度中の賞賜金の実績について詳しく教えていただきたい。

最後、決算書 287 ページに不動産の借上料が計上されている。この内容について詳細をお聞かせいただきたい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）1点目の全国史跡整備市町村協議会は、史跡名勝天然記念物及び重要文化的景観を所有する市町村で組織されている。加盟市町村が協調して史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図って、文化財の保存と活用に資することを目的としている。令和4年9月1日現在、全国で623の自治体が加入している。本協議会に本市が加盟することにより、加盟している多くの自治体との情報交換を図るとともに、研修や助成など、今後の史跡整備に役立てていきたいと考えている。

2点目の賞賜金には決まりがあり、個人と団体に支給されるが、令和3年度が1万円の方が19人でバトミントン、水泳等、また、パラリンピックの杉村選手には10万円を支出した。団体は全国大会に出た南中の陸上部と対島中の野球部の2団体である。基本、全国大会に出た個人、団体に支出するが、予選があった後、全国にというルールが原則的にある。

不動産借上料は、市民運動場の半分が玖須美財産区の所有になっているので、そちらに80万円、青少年キャンプ場は市の所有でなく池総有財産管理会の所有で、1万平方メートルを47万3,000円で組合から借り上げている。

○3番（杉本憲也君）不動産の借上料については承知したが、賞賜金について確認する。答弁の中で、予選があって全国大会に行くものについては対象になる。そうすると、いきなり全国大会しかないものは対象外になるのか。そういったケースで出せなかったということはあるか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）昨年であったかどうか記憶は定かではないが、過去に予選がない、例えば静岡県協会推薦で全国とか、ボウリングとかで予選がない場合がある。そういった方はこちらの対象としていない。

○3番（杉本憲也君）同じ全国大会に出るにしても、予選を経たか経ないかは個人の事情ではない場合もあると思うが、教育委員会の中で賞賜金の支給の在り方、予選を経ると限定しているところの見直しについては、令和3年度中に議論はあったのか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）この制度で長くやっているのだから、今何か見直しをという話はない。

- **3番** (杉本憲也君) 個人の事情によらないところでは出る出ないは気の毒だと思うので、仕組みの見直しも含めて再度検討いただきたい。
- **5番** (佐藤龍彦君) 報告書267ページ、新図書館建設に関して、新図書館設計等委託料で、設計のほうでプロポーザル等が行われたということであるが、もう一度詳しく何社ぐらいの入札があって、その中で選んでいった経過をお願いしたい。
- **生涯学習課長** (杉山宏生君) 新図書館建設の事業者決定に当たっては、プロポーザルの公募方式を取り、それに当たり事業者の選定委員会を構成した。選定委員会は中村副市長が委員長となり、筑波大学教授で図書館建築の権威の植松貞夫先生、東海大学の図書館学に詳しい竹之内先生、町内会長、社会教育委員長、職員からも建築住宅課長、図書館長、岸部長を含め8人で構成した。5月17日に提案書を締め切り、書類審査、プレゼンテーションを行い審査した。第1次で5者が応募し、第2次のプレゼンは5者に絞る予定であったが、たまたま1次で5者だったので、全員がプレゼンに進み、結果、マル・アーキテクチャと決めた。8月5日に事業者と契約した。各応募されてきた会社については、それぞれ魅力的な提案をしていただいたが、8人が採点をし、採点の中で一番評価が高かった会社がマル・アーキテクチャと決まっている。こちらとしては、面積5,000平方メートル、収蔵を33万冊程度と条件をつけ、あとは制限をつけず、25億円程度で建設も収まるような提案をしていたが、現在のところ、建設費はこの金額では収まらない状態となっている。そこは事業者の責務に負えない部分があるので、しょうがないと思っている。
- **5番** (佐藤龍彦君) 業者選定はいろいろな考え、思いがかみ合ってくると思うので、今後、やっていく中で大変である。この報告書の中に測量及び地質調査も行ったということであるが、元マンダリンホテル跡地で、温泉の配管も調査の内容に含まれていて、何かしら今後活用も含めて業者に提示したのかどうか。
- **生涯学習課長** (杉山宏生君) 敷地内には鉱泉地が2つと共有で1つ、全部で3つあったが、全てくみ取り機が撤去されている状態で、全て一からやらなければならない状態になっていた。その辺も事業者には情報として提供した。
- **5番** (佐藤龍彦君) 報告書の267ページ、その他経費に60万円計上があるが、新図書館建設の場合はパンフレットの作成・配布に当てたものなのか。
- **生涯学習課長** (杉山宏生君) この費用は、職員が研修をすとか一般的な事務費である。
- **5番** (佐藤龍彦君) 報告書273ページ、市民運動場人工芝生化事業について、いろいろ賛否があった中で、それでも近隣住民の砂じんの苦情もあり、長年案件で進めているところである。予定より少しオーバーになったところが議場でもいろいろ話されたが、補正で駐車場のひび割れやグラウンドの中に照明器具の埋設を撤去するということだが、その工事過程で予算より上

回ってきた中で、スポーツ振興くじの助成金を含めた内訳はどのようなふうになっているのか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）補正は組んでいない。工事は当初予算の中に収まって、変更工事契約をしたものである。財源内訳は、T o t oから5, 200万円、体育施設整備基金から1億5, 000万円、起債が約5億円、競輪事業特別会計基金から682万3, 000円、一般財源が138円、トータルで7億840万6, 138円である。

○5番（佐藤龍彦君）これだけお金をかけて整備したものなので、今後、運用面もさらに見ていかなければいけない施設になってくるということで、分かった。

274、275ページ、学校調理場運営事業と学校給食センター運営事業で、変わらない運営状況だと思うが、学校調理場運営事業とセンター運営事業の賄材料費の予算の差が大きいのは、何か別物を注文しているわけではないということか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）学校調理場運営事業については、給食は私会計となっているので、その学校が集めた給食費の中でやり取りをする。地産地消費については市費で別途支払いをしている形になる。学校給食センター運営事業は公会計となっているので、賄材料費プラス地産地消はこの中に含まれている。

○6番（田久保眞紀君）事項別明細書287ページ、市民運動場人工芝生化事業、工事請負費について、追加の予算はなしということであったが、変更工事の点で確認したい。グラウンドの下に埋設されていた照明のケーブルが工事をしていたら予定外のところから出てきたということで、外構部分に配線をするための配管工事を追加したということで、調査報告書では、配線の図面は実際と相違がある可能性が指摘されていたが、当初の工事の積算時には、この外構部分に配管を追加しておくという工事は上がってこなかったという解釈で正しいのか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）委員が言われている想定範囲という解釈の中でも、工事としては想定ラインで進めていたと思われる。それでも想定ラインから外れてしまった。それゆえに、この先どうなるか分からないので安全を取って配管をしたほうがよいという解釈で了解していただければと思う。

○6番（田久保眞紀君）そうすると、予算は追加にはなっていないが、この工事自体は最初の積算の中には含まれていなくて、後からほかのところからケーブルが出てきたのが判明したので追加されたという解釈で間違いはないか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）3月議会でも説明させていただいたと思うが、その1点だけではなく、ほかのものもやらなければいけないもの、経費が削れるというものが幾つもある中で、最終的にはこの部分だけ収まりがつかないので工事変更契約でその額にさせていただいた。照明の配線が大きな要因ではあったが、それ1点だけではないと説明させていただく。

○6番（田久保眞紀君）今、建設部はいないが、大綱のときに、当初の見込みの中には入ってい

なくて、追加になったという話だったら合点がいったが、当初の積算に含まれなかった理由は何か聞いたときに、理由が分からないという答えだった。そうすると、当初、上がっていたが、いろいろな予算の都合で、これは要らないだろうということで外れたのか、当初から、これは要らないということで上がっていなかった、気がつかなかったのかが分からなかったので質疑させていただいた。発見されて、そこから必要だということで追加されたが、予算的には出ることなく変更工事の中で収まったということでよいか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）委員の解釈のとおりである。

○3番（杉本憲也君）人工芝生化学業のところ、先ほど不動産借上料で運動場の半分が玖須美財産区の所有で、市の所有物ではない土地の上に、今回、新しい人工の造作物を造ったということであるが、土地の形状の変更にも関わってくるが、土地の所有者である玖須美財産区との間で人工芝生化することについて同意書とか同意の手続は取られているのか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）同意書を結んだかどうかは記憶がないが、玖須美財産区の方に了解いただければ、当然この工事はできなかったので、財産区の議長を含めて同意していただいた。玖須美財産区の区議会にこちらから出向かせていただいて、説明もさせていただいた。

○3番（杉本憲也君）そこの部分はトラブルはないと思うが、万が一のリスク管理の観点から、ぜひ書類として記録を残しておくようお願いしたい。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○5番（佐藤龍彦君）令和3年度の決算を認定する立場から討論させていただく。

第4波、第5波、第6波と大変な年度中の予算配分の中で、交付金もしっかりと活用しながら、福祉文教の分野は十分にお金を回していかないと市民サービスはなかなか充実できなかったのではないかとこの中で、これだけのことをやっていただいたことはよかったと感じている。

人工芝生化も当初は反対の立場もあったが、出来上がったものを今後どう活用していくのか、スポーツツーリズムや伊東の特色になるものに昇華させていくこともいろいろと要望しながら、今回の決算認定に賛成する。

○委員長（中島弘道君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第5号歳出中、本委員会所管部分は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よってさよう決定した。

○委員長（中島弘道君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長にご一任願う。

○委員長（中島弘道君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和4年9月15日（木）午後 4時27分（会議時間5時間4分）

以上の記録を認める。

令和4年9月15日

委員長 中 島 弘 道